

著者略歴

1952年 富山県に生まれる。
1980年 東京大学大学院法学政治学研究科博士課程単位取得退学。
1993年 東京大学博士（法学）。
現在 日本学士院会員，東京大学・東北大学名誉教授。

主要著書

『概説 現代日本の政治』（共著，東京大学出版会，1990年）
『日本の政党政治 1890-1937年』（東京大学出版会，1992年）
『選挙制度と政党システム』（木鐸社，2004年）
『日本の国会制度と政党政治』（東京大学出版会，2005年）
『現代の政党と選挙』新版（共著，有斐閣，2011年）
『議院内閣制』（東京大学出版会，2015年）

日本の選挙制度と1票の較差

2024年9月25日 初版

[検印廃止]

著者 かわと さだふみ 川人 貞史
発行所 一般財団法人 東京大学出版会
代表者 吉見 俊哉
153-0041 東京都目黒区駒場 4-5-29
<https://www.utp.or.jp/>
電話 03-6407-1069 Fax 03-6407-1991
振替 00160-6-59964
組版 有限会社プログレス
印刷所 株式会社ヒライ
製本所 牧製本印刷株式会社

©2024 Sadafumi Kawato

ISBN 978-4-13-030193-0 Printed in Japan

JCOPY〈出版者著作権管理機構 委託出版物〉

本書の無断複写は著作権法上での例外を除き禁じられています。複写される場合は、そのつど事前に、出版者著作権管理機構（電話 03-5244-5088，FAX 03-5244-5089，e-mail: info@jcopy.or.jp）の許諾を得てください。

3. カナダ

選挙権²⁵⁾

イギリスで1867年に英領北アメリカ法 (British North America Act, Constitution Act) が成立したことにより、カナダ (オンタリオ, ケベック), ノヴァ・スコシア, ニュー・ブランズウィックが統合して自治領カナダが結成された。カナダ連邦議会は、任命制の上院 (72名) と公選制の下院 (181名) から構成された。下院は小選挙区制の選挙制度を採用した。割り当てられた上院議員数は上記4州にそれぞれ24, 24, 12, 12であり、下院議員数はそれぞれ82, 65, 19, 15であった (22条, 37条)。議会議員の選挙権はイギリス国民で21歳以上の男性に限られ、州ごとでまちまちの、所有あるいは賃借する不動産の価値、借家賃料、年収などにもとづく制限があった。先住民やアジア系移民の選挙権は制限されていた。1885年の選挙権法で州から連邦へ有権者資格の決定権が移ったが、統一した有権者資格はなく、都市とそれ以外で異なるより複雑で多様化したものとなった。1898年には有権者資格の決定を各州に委ねる法改正が行われた。各州では先住民は有権者から排除され、アジア系市民も制限された。第1次世界大戦は選挙権の拡大をもたらすことになり、まず、1915年には現役の軍人に選挙権が与えられ、1917年には現役退役を問わず軍務についたことのあるイギリス国民の男女は、21歳以下でも居住要件を満たさなくても選挙権が与えられた。そして、1918年には21歳以上の女性に選挙権、1919年には被選挙権が与えられた。1920年には不動産所有要件が廃止され、成人男女普通選挙権が与えられたが、人種による選挙権排除は続いた。1948年にはアジア系カナダ人に選挙権が与えられ、1950年にはイヌイットに、1960年にはその他の先住民に選挙権が与えられ、完全な成人男女普通選挙が実現した。1970年には選挙権年齢が18歳に引き下げられた。

25) Chief Electoral Officer of Canada (2021) などによる。

各州への議席配分と選挙区割り

下院議員は 1871 年およびそれ以降 10 年ごとの国勢調査結果によって再調整される (51 条)。その方法は、①ケベック州を 65 議席に固定する、②各州議席は、ケベック州の議員 1 人あたり人口で各州人口を除した値の端数を 4 捨 5 入した数とする²⁶⁾、③例外として、カナダ人口に占める州人口が 10 年前の国勢調査結果から 5% 以上減少しない限り、その州の議席を減らさない、であった。

カナダは徐々に州や準州が加入して、現在は 10 州と 3 準州から構成されている。人口の増加とともに各州の議席は増加したが、1892 年には相対的に人口の増加率の低い 3 州があわせて 4 議席を失い、1903 年にも議席が減少した。そのため、1915 年に配分方法が改正され、各州の下院議員数は上院議員数を下回らないとすることが規定された (上院議員条項, Senatorial Clause)。さらに、1946 年には総議席数を 255 に固定し、ユーコン準州を除く 254 議席をカナダ人口に占める各州人口比にもとづいて配分する方法に改正された。すなわち、カナダ人口を 254 で割って議員 1 人あたり人口 (選挙商, electoral quotient) を求め、各州人口を選挙商で割った値の整数分を議席として決定し、それによる各州議席の合計が 254 より少ないときは各州の剰余の大きな順に残りの議席を 1 ずつ追加配分する方法である²⁷⁾。しかし、ケベックなど人口増加率の低い州が議席を失うことがわかり、改正が何度か重ねられ、1985 年におおよそその方法が固まり、その後も微修正を経て議席配分が行われている。

もっとも最近の議席配分は 2021 年国勢調査にもとづいて 2022 年に公表されたが、その方法は、表 2-4 にまとめられている。① 2011 年の選挙商に 10 州の人口増加率の平均を乗じた値を新しい選挙商とし、各州人口を選挙商で割って端数を切り上げた数を第 1 段階配分とする²⁸⁾、②各州の下院議員数が上院議員数を下回らないよう調整した (上院議員条項) 後の議席数が、2019 年総選挙で選出された第 43 議会期の議席数を下回らないよう調整する (祖父条項, Grand-

26) この計算方法は、ケベック州の議員 1 人あたり人口を除数とするサント・ラグ方式である。

27) 1946 年改正の憲法 51 条に規定されているこの方法は、議員 1 人あたり人口を基数とするヘア式最大剰余法である。

28) この計算方法は、本文で記したとおりに計算された選挙商を除数とするアダムズ方式である。

表 2-4 カナダ 2022 年下院議席再配分

州/準州	人口推計	÷ 選挙商	= 当初議席 配分	+ 上院議員 条項	+ 祖父条項	+ 代表 ルール	= 議席計	10 州におけ る人口比	10 州におけ る議席比
ブリティッシュ・コロンビア	5,214,805	121,891	43	—	—	—	43	13.68%	12.65%
アルバータ	4,442,879		37	—	—	—	37	11.66%	10.88%
サスカチュワン	1,179,844		10	—	4	—	14	3.10%	4.12%
マニトバ	1,383,765		12	—	2	—	14	3.63%	4.12%
オンタリオ	14,826,276		122	—	—	—	122	38.90%	35.88%
ケベック	8,604,495		71	—	7	—	78	22.57%	22.94%
ニュー・ブランズウィック	789,225		7	3	—	—	10	2.07%	2.94%
ノヴァ・スコシア	992,055		9	1	1	—	11	2.60%	3.24%
プリンス・エドワード島	164,318		2	2	—	—	4	0.43%	1.18%
ニューファウンドランド・アンド・ラブラドル	520,553		5	1	1	—	7	1.37%	2.00%
ユーコン	42,986	n/a		n/a		n/a		1	
ノースウェスト	45,504	n/a		n/a		n/a		1	
ヌナブト	39,403	n/a		n/a		n/a		1	
計	38,246,108							343	

出典：House of Commons Seat Allocation by Province 2022-2032 - Elections Canada (<https://www.elections.ca/content.aspx?section=res&dir=cir/red/allo&document=index&lang=e>). Accessed September 30, 2023.

father Clause), ③前回の議席配分において人口比よりも議席比が大きく過大代表であった州が今回の議席配分においては人口比より議席比が小さく過小代表となった場合には, 人口比にもっとも近い議席比となるように調整する(代表ルール, Representation Rule), ④3準州に1議席ずつ配分する. これらのルールは, 各州の人口に比例した議席配分を行ったうえで, 特に人口の少ない州の選出議員数が減らないように調整するための工夫の産物である²⁹⁾. 10州について人口比と議席比を見ると, ブリティッシュ・コロンビア, アルバータ, オンタリオでは人口比よりも議席比が小さく, 過小代表されており, ケベックおよび人口の少ない州では人口比よりも議席比が大きく, 過大代表されている. 小さな州およびケベックへの配慮が議席配分の結果に表れているといえよう.

議席再配分した後の選挙区割り, 19世紀には政府が行っていたが, 1903年から下院の超党派委員会が担当することになり, 1964年からは各州の独立の選挙区画定委員会(Electoral Boundary Commissions)が担当して現在に至っている³⁰⁾. 各州委員会は, 各州最高裁長官が判事の中から任命する委員長と, 下院議長が任命する2名の各州に居住する委員によって構成される. 区割りの報告書作成基準は, ①選挙区人口は合理的に可能な限り各州の議員1人あたり人口(選挙基数)に近づける, ②区割りに際して, (i)各州内の利益共同体やアイデンティティの共同体や選挙区の歴史的パターン, (ii)州の過疎, 田舎, 北部地域における選挙区の管理可能な地理的規模, を考慮し, 必要あるいは望ましい場合には, 選挙基数から乖離することができるが, 例外的な状況を除き, 選挙区人口は選挙基数の上下25%の範囲に収まるようにするようあらゆる努力をするものとする. 2021年の国勢調査にもとづく選挙区割りは, 2023年9月22日にカナダ総督によって代表命令(representation order)として2024年4月以降に実施される総選挙から施行されることが宣言された.

図2-3は, 2023年の各州への議席再配分と選挙区割りのデータを分析した図である. 議員が1人の3準州および10州の340選挙区の人口および各州の選挙基数(各州人口/配分議席)の分布を, 箱ひげ図として描いたものである.

29) Elections Canada (<https://www.elections.ca/content.aspx?section=res&dir=cir/red/allo&document=index&lang=e>). Accessed August 2023.

30) The Electoral Boundaries Readjustment Act (EBRA), 1964.

は変化はない。そして、日本だけが選挙区レベルの分散が198で以前よりも増加している。アダムズ方式により都道府県の定数増減が10増10減となり、これまでで最多の140選挙区の区割りが改定されたが、区割り改定案の作成基準は、行政区画、地勢、交通等の事情を総合的に考慮して合理的に行い、最大較差を2倍以上としないようにすることとすると改正され、2倍未満にすればよく、都道府県内の選挙区人口の均等化がなされていないために、分散がさらに増加したものと考えられる。

以上をまとめると、第1に、アメリカ、イギリス、日本では、州（地方、都道府県）への議員定数配分に比例代表制の方式が採用されたことにより、州（地方、都道府県）レベルの偏差の分散が減少してきたが、カナダでは人口の小さな州の議員定数が減少しないための調整が行われているために、州レベルの分散は4カ国のなかでもっとも大きくなっている。第2に、選挙区レベルの偏差の分散は、アメリカがもっとも小さくほとんどゼロであり、イギリスは選挙区有権者人口を全英の選挙基数の上下5%以内に収める規定により、選挙区の均等化をかなりの程度まで進めている。カナダは各州の選挙基数の上下25%以内に収める規定をほぼ達成しており、選挙区レベルの偏差の分散が減少した。しかし、日本では選挙区レベルの偏差の分散は以前も現在も他国に較べてかなり高いことがめだっている。その原因は、行政区画、地勢、交通等の事情を総合的に考慮した結果というよりも、最大較差を2倍未満とするという規定が、むしろ、選挙区の均等化を妨げる結果になっているからではないかと考えられる。

6. 結 論

本章では、各国の選挙制度と選挙区画定・改定の制度の変遷について概観し、最近の選挙区改定を選挙区データの分析によって検証した。各国とも、民主化の進展にともない、政治的に平等な市民・国民の政治参加の権利を保障するようになり、人種、性別、財産などによる差別を廃止して、完全な成人普通選挙が実現した。さらに選挙権年齢が18歳に引き下げられている⁴³⁾。

選挙制度については、アメリカでは当初、小選挙区制を採用するか全州1区

の完全連記投票制を採用するかが各州に委ねられたが、1842年からすべての州が小選挙区を採用することが規定された。イギリスでは、2人区が中心で1人区や4人区が若干ある選挙区制で完全連記投票制だったが、19世紀の3度の改革を経て徐々に小選挙区制へと変化していった。一時、ごく少数の3人区と4人区で制限連記制が用いられたことがあり、複数の選挙区において有権者資格を持つことができる複数投票制や大学選挙区があったが、1948年に選挙区はすべて1人の議員を選出する地理的区域として小選挙区制となった。カナダは国家創設時から一貫して小選挙区制である。日本は、1889年以来、さまざまな選挙区制度を採用してきた。小選挙区制、中選挙区制、大選挙区制と分類されるが、1889年の小選挙区制と1994年の小選挙区比例代表並立制を除いて、制限連記制あるいはSNTVであり、候補者は選挙区によって競争条件が異なり、有権者は異なる定数の選挙区で選挙結果に対して平等な影響力を持つことができなかった（第1章参照）。

選挙区画定・改定の制度については、各国とも各州（地方、都道府県）へ議員定数配分を行ったあと、各州（地方、都道府県）内で選挙区割りを行っている。議員定数配分は、現在では各州（地方、都道府県）の人口（有権者数）に比例して行うようになっており、選挙区の定期的な見直しの制度がある。アメリカは国家創設時から憲法で各州への議員定数配分を定め、カナダは必要に応じて憲法修正を行っている。イギリスは、19世紀の3度の選挙制度改革を経て、4つの地方に議員定数を割り当てた後、選挙区画定委員会によって選挙区人口を均等化するようになり、1954年以降は定期見直しが行われている。日本には定期的な見直しの制度がなく、1889年から1994年までは比較的頻繁な選挙制度の変更が人口に比例する都道府県への定数配分と選挙区改定の機会となっていた。1994年以降は10年ごとの国勢調査結果にもとづく見直しの規定があるが、2010年の国勢調査結果にもとづく定期の見直しができず、緊急是正や中間年の定数是正が続き、2022年によりやう定期見直しが行われた。

選挙区割りの基準は、アメリカでは1964年以降、1人1票の原則にもとづいて各州内の選挙区人口が厳密に均等化されている。イギリスでは、選挙区有

43) 那須（2015）によれば、世界各国の中には選挙権年齢が16歳というケースもある。

権者数は島嶼選挙区を除いて各地方の選挙基数の上下25%の範囲に収まっており、2023年レビューによる選挙区改定では、全英の選挙基数の上下5%の範囲に収まっている。カナダは、各州の選挙基数の上下25%以内に収まる選挙区がほとんどである。日本では、区割り基準が全国で最大較差2倍未満とされており、本章で取り上げた国の中ではもっとも緩い基準である。

各国を比較するために行った分散要素分析は、各州への議員定数配分による州間較差の要素と各州内の選挙区割りの不均等の度合いを示す要素とに分解する分析である。アメリカは、ヒル方式による各州への定数配分が公正に行われているので州間較差の要素は比較的小さい。イギリスは2007年にはウェールズと北アイルランドに有利な配分を行っていたが、2023年には全英でサント・ラグ方式を適用して公正な配分になったことが、両年の州間較差の変化でわかる。カナダは、各州や準州への配慮がなされているために、2012年、2023年ともに大きな州間較差の要素になっている。日本では、2002年には1人別枠方式のために人口の小さな県に有利となる較差が組み込まれていたが、2022年にはアダムズ方式により較差が縮小したことが、両年の都道府県間較差の変化でわかる。州内の選挙区レベルの要素は、選挙区人口（有権者数）がどれだけ均等になっているかの度合いを示す。アメリカではほぼゼロであり、1人1票の原則が徹底している。イギリスでは以前は各地方の選挙基数の上下25%の範囲だったが、2023年レビューでは全英の選挙基数の上下5%に変わったことが、両年の分析結果に明瞭に表れている。カナダは選挙区人口の範囲についてのルールは変わっていないが、この10年間で較差が減少している。日本の結果は、選挙区レベルの要素が2002年では各国の中で最大であり、2022年にはさらに増加している。全国で最大較差2倍未満という基準は、他の国とは大きく異なる選挙区間の不均等化をもたらしている可能性が高い。こうした問題について、以下の各章で掘り下げて分析を進めていきたい。

著者略歴

和田 淳一郎（わだ じゅんいちろう）

横浜市立大学国際商学部教授，同学部長。

一橋大学経済学部，同大学院経済学研究科修士課程を経て，ロータリー財団の奨学金により米国メリーランド大学へ留学。Ph.D.

「ナッシュ積（ナッシュ社会的厚生関数）に基づいた一票の平等の研究」で選挙学会賞，A divisor apportionment method based on the Kolm-Atkinson social welfare function and generalized entropy で公共政策学会論説賞，「定数配分と基準人口」で選挙学会賞を受賞。現在，公共選択学会会長，計量・数理政治学会幹事。

研究キーワード：選挙制度，定数配分，選挙区割り，投票率

一票の平等の政治経済学

一人一人の投票価値の平等を追求する

2024年12月25日 第1版第1刷発行

著者 ^{わだ じゅん いち ろう} 和田 淳一郎

発行者 井 村 寿 人

発行所 株式会社 ^{けい そう} 勁 草 書 房

112-0005 東京都文京区水道 2-1-1 振替 00150-2-175253

（編集）電話 03-3815-5277 / FAX 03-3814-6968

（営業）電話 03-3814-6861 / FAX 03-3814-6854

三秀舎・松岳社

©WADA Junichiro 2024

ISBN978-4-326-50508-1 Printed in Japan



JCOPY <出版者著作権管理機構 委託出版物>

本書の無断複製は著作権法上での例外を除き禁じられています。

複製される場合は、そのつど事前に、出版者著作権管理機構

（電話 03-5244-5088、FAX 03-5244-5089、e-mail: info@jcopy.or.jp）

の許諾を得てください。

*落丁本・乱丁本はお取替いたします。

ご感想・お問い合わせは小社ホームページから

お願いいたします。



<https://www.keisoshobo.co.jp>

	2020 人口	実	真	剰	ア	D	下	対	i	サ	ド
東京	14,047,594	25	32.18	32	30	32	32	32	32	32	34
神奈川	9,237,337	18	21.16	21	20	21	21	21	21	21	22
大阪	8,837,685	19	20.25	20	19	20	20	20	20	20	21
愛知	7,542,415	15	17.28	17	16	17	17	17	17	17	18
埼玉	7,344,765	15	16.83	17	16	17	17	17	17	17	18
千葉	6,284,480	13	14.40	14	14	14	14	14	15	15	15
兵庫	5,465,002	12	12.52	13	12	12	13	13	13	13	13
北海道	5,224,614	12	11.97	12	12	12	12	12	12	12	13
福岡	5,135,214	11	11.76	12	11	12	12	12	12	12	12
静岡	3,633,202	8	8.32	8	8	8	8	8	8	8	9
茨城	2,867,009	7	6.57	7	7	7	7	7	7	7	7
広島	2,799,702	7	6.41	6	6	6	6	6	6	6	6
京都	2,578,087	6	5.91	6	6	6	6	6	6	6	6
宮城	2,301,996	6	5.27	5	5	5	5	5	5	5	5
新潟	2,201,272	6	5.04	5	5	5	5	5	5	5	5
長野	2,048,011	5	4.69	5	5	5	5	5	5	5	5
岐阜	1,978,742	5	4.53	5	5	5	5	5	5	5	4
群馬	1,939,110	5	4.44	4	5	4	4	4	4	4	4
栃木	1,933,146	5	4.43	4	5	4	4	4	4	4	4
岡山	1,888,432	5	4.33	4	4	4	4	4	4	4	4
福島	1,833,152	5	4.20	4	4	4	4	4	4	4	4
三重	1,770,254	4	4.06	4	4	4	4	4	4	4	4
熊本	1,738,301	4	3.98	4	4	4	4	4	4	4	4
鹿児島	1,588,256	4	3.64	4	4	4	4	4	4	4	3
沖縄	1,467,480	4	3.36	3	4	3	3	3	3	3	3
滋賀	1,413,610	4	3.24	3	3	3	3	3	3	3	3
山口	1,342,059	4	3.07	3	3	3	3	3	3	3	3
愛媛	1,334,841	4	3.06	3	3	3	3	3	3	3	3
奈良	1,324,473	3	3.03	3	3	3	3	3	3	3	3
長崎	1,312,317	4	3.01	3	3	3	3	3	3	3	3
青森	1,237,984	3	2.84	3	3	3	3	3	3	3	3
岩手	1,210,534	3	2.77	3	3	3	3	3	3	3	3
石川	1,132,526	3	2.59	3	3	3	3	3	3	3	2
大分	1,123,852	3	2.57	3	3	3	3	3	3	3	2
宮崎	1,069,576	3	2.45	3	3	3	3	3	2	2	2
山形	1,068,027	3	2.45	2	3	3	2	2	2	2	2
富山	1,034,814	3	2.37	2	3	2	2	2	2	2	2
秋田	959,502	3	2.20	2	3	2	2	2	2	2	2
香川	950,244	3	2.18	2	3	2	2	2	2	2	2
和歌山	922,584	3	2.11	2	2	2	2	2	2	2	2
佐賀	811,442	2	1.86	2	2	2	2	2	2	2	2
山梨	809,974	2	1.86	2	2	2	2	2	2	2	2
福井	766,863	2	1.76	2	2	2	2	2	2	2	1
徳島	719,559	2	1.65	2	2	2	2	2	2	2	1
高知	691,527	2	1.58	2	2	2	2	2	2	2	1
島根	671,126	2	1.54	2	2	2	2	2	2	2	1
鳥取	553,407	2	1.27	1	2	1	1	1	1	1	1
合計	126,146,099	289	289.00	289	289	289	289	289	289	289	289



ウィキペディア
フリー百科事典

甲第133号証

2024年アメリカ合衆国大統領選挙

出典: フリー百科事典『ウィキペディア (Wikipedia)』

2024年アメリカ合衆国大統領選挙

(2024ねんアメリカがっしゅうこく だいとうりょうせんきょ、英語: 2024 United States presidential election)は、2024年11月5日（一般投票）および12月16日（選挙人投票）にアメリカ合衆国で行われた大統領および副大統領の選挙（第60回）である。

前大統領の共和党候補ドナルド・トランプが現職副大統領の民主候補カマラ・ハリスを破って第47代大統領に当選した。再選に失敗した大統領経験者の返り咲きは132年ぶりであった。

概説

現職大統領である民主党のジョー・バイデンは再選に向け活動を進めていたが、2024年7月21日に選挙戦からの撤退を表明、副大統領のカマラ・ハリスを後継候補として指名した^[3]。現職大統領の選挙戦撤退はリンドン・ジョンソン以来56年ぶりとなる^{[4][5]}。

一方で、2020年の選挙において敗北した共和党のドナルド・トランプにとっては、1892年の選挙におけるグローバー・クリーブランド以来132年ぶりの元職大統領の返り咲きを狙う選挙となった^[6]。

また、カマラ・ハリスにとっては、アメリカ合衆国初の女性大統領を狙う選挙となった。

11月6日、FOXニュースがペンシルベニア州などの激戦州において勝利が確実になったドナルド・トラ

2024年アメリカ合衆国大統領選挙 2024 United States presidential election



2020年 ←

2024年11月5日（一般投票）

→ 2028年

2024年12月16日（選挙人投票）

投票率

64.1%^[1] ▼ 2.5パーセントポイント



ドナルド・トランプ



カマラ・ハリス

候補者

政党

共和党

民主党

出身地域

フロリダ州

カリフォルニア州

副大統領候補者



J・D・ヴァンス



ティム・ウォルズ

獲得選挙人

312

226

勝利地域数

31+ME-02

19+DC+NE-02

得票数

77,302,580^[2]

75,017,613^[2]

得票率

49.8%^[2]

48.3%^[2]

2022年ブラジル総選挙

出典: フリー百科事典『ウィキペディア (Wikipedia)』

2022年ブラジル総選挙
(2022ねんブラジルそうせんきょ、ポルトガル語: Eleições gerais no Brasil em 2022) は、2022年10月に実施されたブラジルの大統領、国民会議の上下両院議員、州知事および州議会議員を選出するために行われた選挙である。大統領選挙では、いずれの候補者も過半数の票を獲得できなかったため10月30日に決選投票が行われた。

概要

現職のジャイル・ボルソナロの任期満了に伴い大統領選が執行された。大統領選には11人が立候補し、再選を目指すボルソナロに対して、2003年から2期8年大統領を務めたルーラが挑む大統領経験者による事実上の一騎打ちの構図となった^[1]。

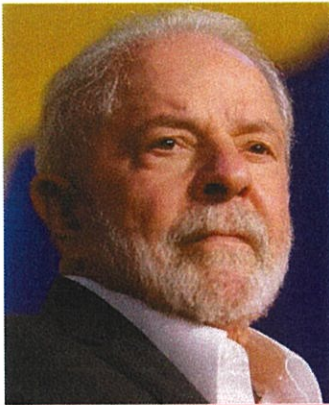
10月2日に実施された大統領選の第1回投票では、いずれの候補者も当選に必要な過半数の票を獲得できず、得票率トップのルーラ（48.43％）と次点のボルソナロ（43.20％）による決選投票が行われることとなった^[2]。

2022年ブラジル大統領選挙 Eleições presidenciais brasileiras de 2022



2018年 ← 2022年10月2日（第1回） → 2026年
2022年10月30日（第2回）

投票率 79.05%（第1回）
79.41%（第2回）



候補者 ルイス・イナシオ・ルーラ・ダ・シルヴァ ジャイル・ボルソナロ

政党 労働者党 自由党

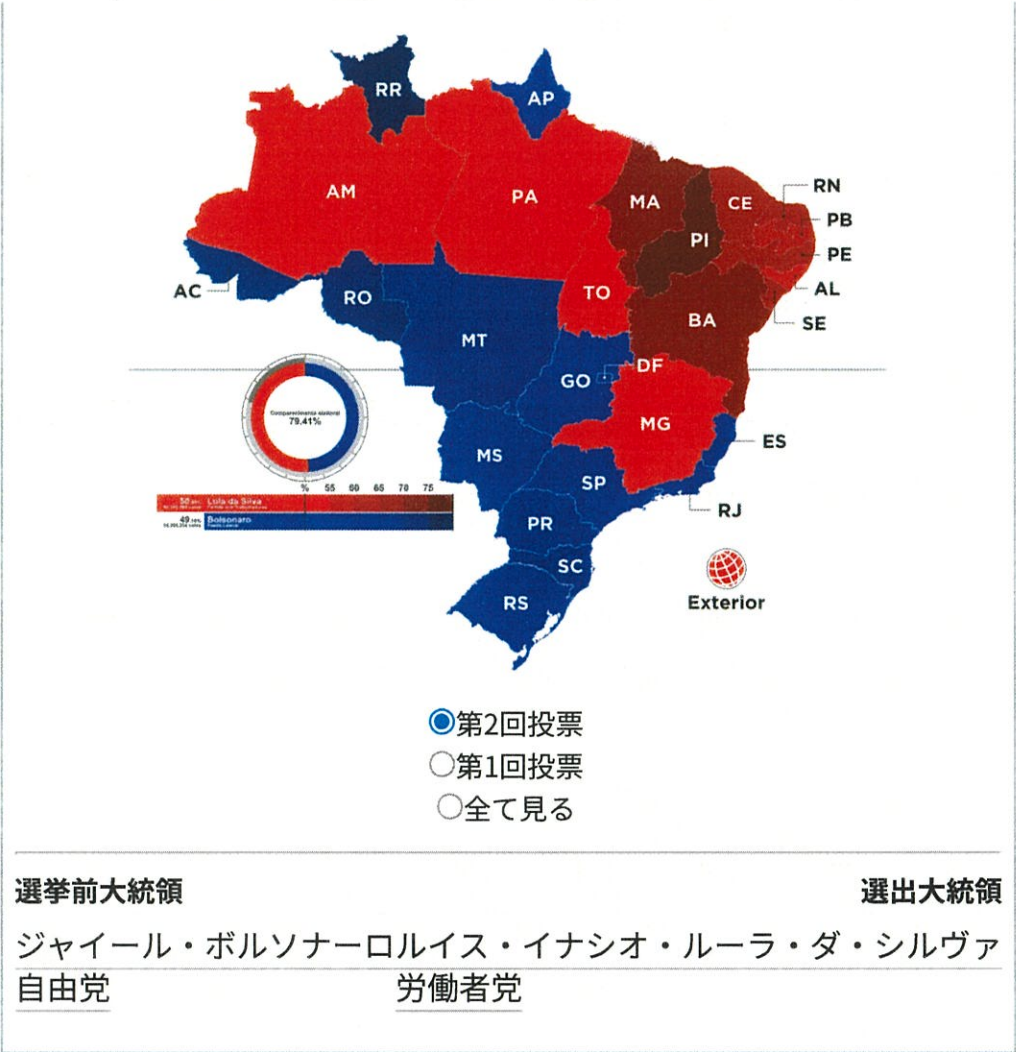
出身地域 ペルナンブーコ州 サンパウロ州

副大統領候補者



ジェラルド・アルキミン ブラガ・ネット

得票数 60,345,999 58,206,354
得票率 50.90% 49.10%



選挙結果

大統領選挙

 2022年ブラジル大統領選挙

(第1回投票：2022年10月2日 第2回：2022年10月30日施行)

大統領候補	副大統領候補	所属政党		第1回投票		第2回投票	
				得票数	得票率	得票数	得票率
<u>ルイス・イナシオ・ローラ・ダ・シルヴァ</u>	<u>ジェラルド・アルキミン</u>	<u>労働党/社会党</u>	PT/PSB	57,259,504	48.43%	60,345,999	50.90%
<u>ジャイル・ボルソナロ</u>	<u>ブラガ・ネット</u>	<u>自由党</u>	PL	51,072,345	43.20%	58,206,354	49.10%
<u>シモネ・テベチ</u>	<u>マラ・ガブリリ</u>	<u>民主運動党/社会民主党</u>	MDB/PSDB	4,915,423	4.16%		
<u>シロ・ゴメス</u>	<u>アナ・パウラ・マトス</u>	<u>民主労働党</u>	PDT	3,599,287	3.04%		
<u>ソラヤ・スロニツケ</u>	<u>マルコス・シントラ</u>	<u>ブラジル連合</u>	UB	600,955	0.51%		
<u>ルイス・フェリペ・ド・アビラ</u>	<u>ティアゴ・ミトラウド</u>	<u>新党</u>	NOVO	559,708	0.47%		

	ケルモン・ソウザ	ルイス・クラウディオ・ガモナル	<u>労働党</u>	PTB	81,129	0.07%		
	レオナルド・ペリクレス	サマラ・マルティンス	<u>人民連合</u>	UP	53,519	0.05%		
	ソフィア・マンザノ	アントニオ・アルヴェス・ダ・シルヴァ	<u>共産党</u>	PCB	45,620	0.04%		
	ヴェラ・ルシア	クナン・イーポラン・トレメンベ	<u>統一社会主義労働党</u>	PSTU	25,625	0.02%		
	ジョゼ・マリア・エイマエル	ジョアン・バルボザ・ブラボー	<u>キリスト教民主党</u>	DC	16,604	0.01%		
総計					118,229,719	100.0%	118,552,353	100.0%
有効票数（有効率）					118,229,719	95.59%	118,552,353	95.42%
無効票・白票数（無効率）					5,452,653	4.41%	5,700,443	4.58%
投票総数（投票率）					123,682,372	79.05%	124,252,796	79.42%
無効票・白票数（無効率）					32,770,982	20.95%	32,200,558	20.58%
有権者数					156,453,354	100.0%	156,453,354	100.0%
出典: Superior Electoral Court (https://sig.tse.jus.br/ords/dwapr/seai/r/sig-eleicao-resultados)								

脚注

1. “ブラジル大統領選 「ポピュリスト」のボルソナロ氏、再選に黄信号 (<https://mainichi.jp/articles/20220925/k00/00m/030/008000c>)”. 毎日新聞 (2022年9月26日). 2022年10月30日閲覧。
 2. “ブラジル大統領選、左派のルラ氏がややリードか 30日投開票 (<https://web.archive.org/web/20221029113654/https://news.yahoo.co.jp/articles/aa52a9ca174d9f66d1ba9c776412fdad1897d478>)”. 2022-10-29. 2022年10月29日時点のオリジナル (<https://news.yahoo.co.jp/articles/aa52a9ca174d9f66d1ba9c776412fdad1897d478>)よりアーカイブ。2022年10月30日閲覧。
-

「<https://ja.wikipedia.org/w/index.php?title=2022年ブラジル総選挙&oldid=108684380>」から取得

ビジネス短信

ペルー大統領選挙はフジモリ氏が当選確定、米国政府と国際機関が祝意を表明

(ペルー、米国)

リマ発

2026年07月03日

ペルーの選挙管理委員会（ONPE）は6月29日、6月7日に実施された大統領選挙の決選投票の集計作業を終えた。選挙審議会（JNE）による集計結果の最終審査の段階に入っている。ONPEの集計データをジェトロが調べたところ、開票率100%でケイコ・フジモリ候補の獲得票数が922万3,396票、ロベルト・サンチェス候補が917万3,755票だった（注）。フジモリ氏の得票数が4万9,641票上回り、当選確定の情勢となった。

フジモリ氏は、JNEによる最終結果の発表まで冷静に待つ姿勢を維持している。背景として、サンチェス氏はフジモリ氏が勝った場合、その結果を認めないと主張しているためとみられる。

米国のマルコ・ルビオ国務長官は6月30日、ONPEによる集計作業の終了を踏まえ「選挙で事実上勝利したフジモリ氏を祝福する。トランプ政権はフジモリ政権と協力関係を深め、国家安全保障分野の協力推進と地域内の貿易と投資の促進のため2国間協力を強化させることを楽しみにしている」との声明を発表した（[長官声明リンク](#)）。

米州機構（OAS）のアルバート・ラムディン事務局長は6月29日、X（旧Twitter）で「フジモリ氏の事実上の勝利を祝福し、今後の成功を期待する。サンチェス氏は民主的なプロセスにおいて力強い選挙活動を展開した。ペルーの民主化と国民の意思の尊重のため、すべての立候補者が民主的な選挙プロセスに参加することを約束することが大切だ」と述べ、サンチェス氏の選挙運動の取り組みを評価した上で、今後の冷静な対応を求めた。

（注）ケイコ・フジモリ氏は、故アルベルト・フジモリ元大統領の長女。ロベルト・サンチェス氏は、国会議員で元通商観光相（[2026年6月25日記事参照](#)）。

(石田達也)

(ペルー、米国)

ビジネス短信 b2444dd6bb3f58dc

◆ [ビジネス短信 —ジェットロの海外ニュース](#) ペルー大統領選挙はフジモリ氏が当選確定、米国政府と国際機関が祝意を表明

Copyright (C) 1995-2026 Japan External Trade Organization(JETRO). All rights reserved.
独立行政法人日本貿易振興機構（法人番号 2010405003693）

ビジネス短信

コロンビア大統領選、右派のデラエスプリエジャ氏が勝利 (コロンビア)

ボゴタ発

2026年06月23日

コロンビア大統領選挙の決選投票が6月21日に行われ、右派のアベラルド・デラエスプリエジャ氏が勝利した。選挙管理委員会によると、開票率99.99%時点でデラエスプリエジャ氏が49.66%（1,295万9,542票）を獲得し、左派のイバン・セペダ氏は48.70%（1,270万8,712票）と、票数にして約25万票差の接戦であった。これまでの例では、速報値（プレコンテオ）と最終的な正式開票結果（エスクルティニオ）との間に、勝敗を覆すほどの大きな差異は生じていないものの、セペダ氏は6月22日時点で結果を全面的には認めていない。速報を参考値としては受け入れつつも、複数の投票所に異議申し立てを行い、正式な開票が完了するまで敗北を認めない姿勢を示している。グスタボ・ペトロ大統領は自身のX（旧Twitter）アカウントで、選挙ソフトウェアの操作や外国勢力の介入など不正の疑いを繰り返し指摘している。

これに対し、勝利したデラエスプリエジャ氏は、選挙中とは異なる融和的な姿勢を打ち出した。演説では「この瞬間をもって、選挙戦、スローガン、分断や政治的対立は終わりを迎え、祖国への奉仕という最も重要な時が始まる」と、国民の団結を呼びかけ、全ての国民のための政治を行うと表明した。さらに、暴力行為や選挙結果の否認は容認しない姿勢を明確にし、自身の支持者だけでなく対立候補に投票した国民のためにも統治することを約束した。また、「安全なくして自由はなく、権威なくして民主主義はなく、そして祖国を守るために尽くす警察官や兵士のような英雄なくして国家は存在し得ない」と述べ、違法武装勢力に対して強い姿勢で臨む必要性を強調した。

(アンドレス・ゴンザレス)

(コロンビア)

ビジネス短信 5d4d38fd20fc7a35

◆ ビジネス短信 —ジェットロの海外ニュース— コロンビア大統領選、右派のデラエスプリエジャ氏が勝利

Copyright (C) 1995-2026 Japan External Trade Organization(JETRO). All rights reserved.
独立行政法人日本貿易振興機構（法人番号 2010405003693）

国立国会図書館 調査及び立法考査局

Research and Legislative Reference Bureau
National Diet Library

論題 Title	ドイツ連邦議会の新選挙制度—超過・調整議席の廃止と2025年総選挙—
他言語論題 Title in other language	The New Electoral System of the German Bundestag: Abolishment of Overhang and Leveling Seats, and the 2025 General Election
著者 / 所属 Author(s)	河島 太郎 (KAWASHIMA Taro) ・ 渡辺 富久子 (WATANABE Fukuko) / 国立国会図書館調査 及び立法考査局 政治議会課・国会レファレンス課
雑誌名 Journal	レファレンス (The Reference)
編集 Editor	国立国会図書館 調査及び立法考査局
発行 Publisher	国立国会図書館
通号 Number	895
刊行日 Issue Date	2025-07-20
ページ Pages	27-51
ISSN	0034-2912
本文の言語 Language	日本語 (Japanese)
摘要 Abstract	ドイツでは、2023年に連邦議会の選挙制度が改められ、議員定数を超える増員を防ぐために超過・調整議席が廃止された。新制度について指摘される問題、2025年総選挙の結果等を紹介する。

* この記事は、調査及び立法考査局内において、国政審議に係る有用性、記述の中立性、客観性及び正確性、論旨の明晰（めいせき）性等の観点からの審査を経たものです。

* 本文中の意見にわたる部分は、筆者の個人的見解です。

ドイツ連邦議会の新選挙制度

—超過・調整議席の廃止と 2025 年総選挙—

国立国会図書館 調査及び立法考査局
政治議会課 河島 太郎
国会レファレンス課 渡辺 富久子

目 次

はじめに

I 従来の選挙制度の概要

- 1 2013 年改正後の選挙制度
- 2 選挙制度の諸要素についての連邦憲法裁判所の見解
- 3 2020 年連邦選挙法改正—議員数増大の抑制—

II 改革委員会における議論

III 2023 年の連邦選挙法改正

- 1 当初法案の概要—超過議席及び調整議席の廃止—
- 2 2023 年改正法の概要—基本議席条項の削除等—
- 3 2023 年改正法をめぐる論点

IV 連邦憲法裁判所 2024 年 7 月 30 日判決

- 1 立法手続
- 2 第 2 票相当議席割当て—当選人のいない小選挙区—
- 3 5% 阻止条項
- 4 経過措置

V 2025 年 2 月 23 日の総選挙

- 1 投票率
- 2 第 2 票の結果
- 3 第 1 票の結果

おわりに

別紙 連邦選挙法（抄）

キーワード：ドイツ、連邦議会、連邦選挙法、下院選挙、比例代表制、混合制、併用制、超過議席、基本議席条項

要 旨

- ① ドイツ連邦議会(下院)の選挙制度を定める連邦選挙法が2023年6月8日に改正され、議席配分の方法が変更された。本稿は、この改正後の連邦議会の新選挙制度の概要を紹介するものである。
- ② 従来は、小選挙区選挙で定数の半数の議席を定め、これを含む各党の全体の議席は原則的に各党の得票に比例して配分する小選挙区比例代表併用制が採られてきた。比例配分された議席を超える小選挙区当選人がある政党は、比例配分された議席を超える超過議席を得ることから、各党の議席配分が本来の比例配分と異なるゆがみと、議員定数を超える増員が生じた。このゆがみを補正するため2013年に導入された調整議席の制度が、更なる増員を生じさせた。2021年総選挙の結果、定数598人に対し、実際の議員数は736人に上った。
- ③ 新選挙制度は、議員定数を超える増員を防止するため、各党の得票に比例配分した議席を上限とし、小選挙区の最多得票者をその得票率の順に当選人とする。この制度では、超過議席や調整議席が生じない一方、政党に比例配分した議席を超える小選挙区の最多得票者があるときは、得票率の低い者が当選できない。
- ④ 2023年改正前の連邦選挙法には、議会内の小党乱立を防ぐため、原則として得票率5%以上の政党を議席配分の対象とする阻止条項とともに、小選挙区当選人3人以上の政党には同条項の適用を除外して議席配分の対象とする基本議席条項が規定されていた。しかし、今回の改正では議席配分にゆがみが生じやすくなるという理由で、基本議席条項が削除された。
- ⑤ 連邦憲法裁判所2024年7月30日判決は、新選挙制度の議席配分方法を合憲としたが、基本議席条項のような緩和措置のない5%阻止条項を違憲と判示した。何ら特例がない5%阻止条項は、現状の法的及び実条件的な条件の下で必要な範囲を超える、というのがその理由であった。連邦憲法裁判所は、阻止条項が修正されるまでの間、基本議席条項の仕組みを引き続き維持することを命じた。
- ⑥ 2025年2月23日に新選挙制度の下で総選挙が行われ、7政党が議席を得た。また、小選挙区の最多得票者23人が当選人とならない結果となった。選挙後に第1党となったキリスト教民主同盟(CDU)は、早くも新選挙制度の改正の意向を表明している。

はじめに

ドイツ連邦共和国基本法（憲法に相当。以下「基本法」という。）は、「普通、直接、自由、平等及び秘密」という選挙の5原則を定め（第38条第1項）、具体的な選挙制度の設計を立法者に委ねている（同条第3項）。この規定を受けて、ドイツ連邦議会（下院）の選挙制度の仕組みを定めているのが連邦選挙法⁽¹⁾である。

連邦選挙法では、1949年のドイツ連邦共和国（当時の西ドイツ）成立以来、小選挙区比例代表併用制（以下「併用制」という。）が採られてきた⁽²⁾。小選挙区選挙と比例代表選挙を別に独立して行う我が国の小選挙区比例代表並立制と異なり、併用制では総議席数を得票に比例して各党に配分し、配分議席の一部に小選挙区候補者が当選人とされたもの（以下「小選挙区当選人」という。）を充てることを原則とする。

ドイツでは、このような併用制の骨格を維持しつつ、その時々々の政治状況や、連邦憲法裁判所の判決等を受けて所要の制度改正が行われてきた。2023年の「連邦選挙法及び連邦選挙法第25次改正法を改正する法律」⁽³⁾（以下「2023年改正法」といい、これによる改正を「2023年改正」という。）は、2021年の総選挙の結果、超過議席等（詳細は後述）による著しい増員で、本来の定数598人に対し議員数が736人⁽⁴⁾に達したことを踏まえ、議席配分の仕組みを変更して超過議席等の生じない選挙制度に改めたものである。

この2023年改正後の選挙制度（以下「新選挙制度」又は単に「新制度」という。）で2025年2月23日に総選挙が行われ、与党の社会民主党（Sozialdemokratische Partei Deutschlands: SPD）は得票率16.4%と歴史的な惨敗を喫し、野党のキリスト教民主同盟（Christlich Demokratische Union Deutschlands: CDU）が第1党に返り咲いた。

以下、2023年改正に至る背景と、その後の新選挙制度を確認し、新制度について指摘されている問題点を考察する。最初に、従来の選挙制度の概要（第I章）と、2021年に連邦議会に設置された改革委員会（Reformkommission）で行われた議論の概要（第II章）を確認した後、2023年改正後の新制度を概説する（第III章）。次いで、2023年改正法に対する連邦憲法裁判所2024年7月30日判決⁽⁵⁾の概要（第IV章）、2025年2月23日の総選挙の結果（第V章）を紹介する。

I 従来の選挙制度の概要

2023年改正前の併用制は、ドイツ語では「人物選挙と結び付いた比例代表制」（mit der Personenwahl verbundene Verhältniswahl; personalisierte Verhältniswahl）といわれ、多数代表制の

*本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2025年6月16日である。

(1) Bundeswahlgesetz in der Fassung der Bekanntmachung vom 23. Juli 1993 (BGBl. I S. 1288, 1594)

(2) Wolfgang Bischof et al., „Vierzig-Prozent-Regel für mit der Personenwahl verbundene Verhältniswahlen,“ *Zeitschrift für Parlamentsfragen*, Vol.52 No.3, 2021, S. 669; 山口和人「ドイツの選挙制度改革—小選挙区比例代表併用制のゆくえ—」『レファレンス』737号, 2012.6, p.30. <<https://doi.org/10.11501/3499400>>

(3) Gesetz zur Änderung des Bundeswahlgesetzes und des Fünfundzwanzigsten Gesetzes zur Änderung des Bundeswahlgesetzes vom 8. Juni 2023 (BGBl. 2023 I Nr. 147). 山岡規雄「【ドイツ】連邦選挙法の改正」『外国の立法』No.296-1, 2023.7, pp.4-5. <<https://doi.org/10.11501/12902074>>

(4) BT-Drs. 20/5370, S. 1.

(5) BVerfG, Urteil des Zweiten Senats vom 30. Juli 2024 - 2 BvF 1/23 u.a.

要素が組み込まれた比例代表制とされる⁽⁶⁾。その特徴としては、主に、①選挙人は、小選挙区候補者に対し第1票を、州名簿（州別の政党候補者名簿をいう。以下同じ。）に対し第2票を投じること、②各党の議席は原則として第2票の得票率に比例して配分されること、③②による配分議席を超える小選挙区当選人がある政党では、その全員が当選人となり、配分議席を超える人数の超過議席（Überhangmandat）が生じ、定数を超える増員となること、④超過議席により議席配分に比例配分との差異（ゆがみ）が生じ、これを補正するため各党に調整議席（Ausgleichsmandat）が追加的に配分されることから更なる増員が生じること、⑤5%の阻止条項（Sperrklausel）により得票率5%未満の小政党が②の議席配分の対象から排除されることと、得票率5%未満であっても3人以上の小選挙区当選人を出した政党は基本議席条項（Grundmandatsklausel）により議席配分の対象となる⁽⁷⁾ことが挙げられる。

以下、最初に、2013年の連邦選挙法第22次改正⁽⁸⁾（以下「2013年改正法」といい、これによる改正を「2013年改正」という。）後の選挙制度を概説する⁽⁹⁾。次に、ドイツでは選挙制度の設計に連邦憲法裁判所の判決も影響力を持つことから、選挙制度の諸要素について同裁判所がどのような判断を下しているかを簡単に紹介する。その後、2020年の連邦選挙法第25次改正法⁽¹⁰⁾の概要を紹介して、2023年改正に至る背景を確認する。

1 2013年改正後の選挙制度

2013年改正後の連邦選挙法では、連邦議会議員の定数は598人であり（第1条第1項。以下、本節で示す条項は、2013年改正後の連邦選挙法のものである。）、連邦議会は、原則として小選挙区選出議員と名簿選出議員それぞれ半数（299人）ずつにより構成されることになっていた（同条第2項）。選挙人は2票を有し、小選挙区候補者に第1票を、州名簿に第2票を投じる（第4条）。各小選挙区においては、第1票の最多数を得た候補者が当選人となる（第5条）。連邦議会の政党別議席数は、各党に、その第2票の得票率に応じて議席を比例配分する（第6条）。

第2票の得票率に応じた各党への議席配分手続は複雑であり（図1参照）⁽¹¹⁾、第1次配分（erste Verteilung）と第2次配分（zweite Verteilung）の2段階に分けて行われる⁽¹²⁾。

(6) Heinrich Amadeus Wolff, Hrsg., *Grundgesetz für die Bundesrepublik Deutschland: Handkommentar*, 12. Auflage, Baden-Baden: Nomos, 2018, S. 434.

(7) Wolfgang Schreiber et al., *BWahlG: Kommentar zum Bundeswahlgesetz unter Einbeziehung des Wahlprüfungsgesetzes, des Wahlstatistikgesetzes, der Bundeswahlordnung und sonstiger wahlrechtlicher Nebenvorschriften*, 11. Aufl., Hürth: Carl Heymanns Verlag, 2021, S. 282.

(8) Zweiundzwanzigstes Gesetz zur Änderung des Bundeswahlgesetzes vom 3. Mai 2013 (BGBl. I S. 1082). 河島太郎・渡辺富久子「『ドイツ』連邦選挙法の第22次改正」『外国の立法』No.255-1, 2013.4, pp.2-5. <<https://doi.org/10.11501/8196094>>

(9) 2013年改正までの併用制については、河島・渡辺 同上；山口和人「ドイツの連邦選挙法」『外国の立法』No.237, 2008.9, pp.36-61. <<https://doi.org/10.11501/1000199>>; 同 前掲注(2), pp.29-50; 同「ドイツの選挙制度改革(2) —小選挙区比例代表併用制のゆくえ—」『レファレンス』787号, 2016.8, pp.1-28. <<https://doi.org/10.11501/10188913>>

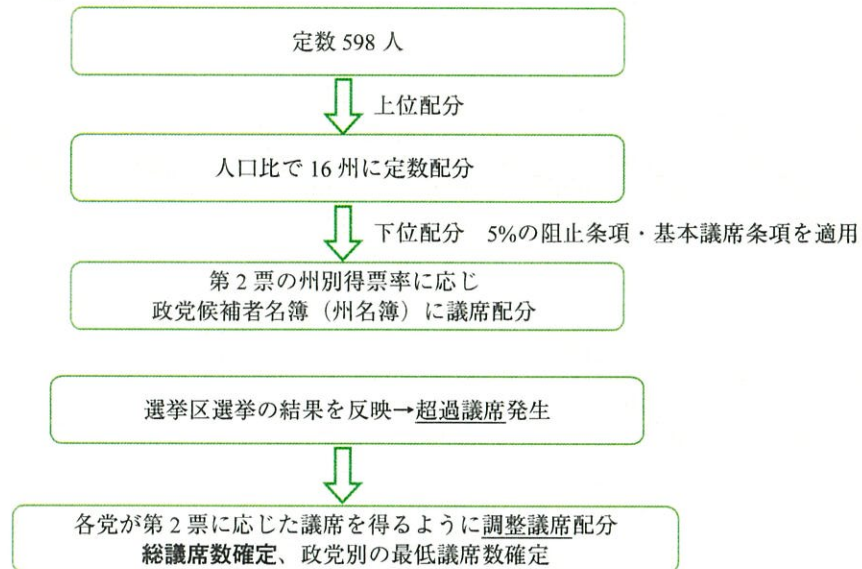
(10) Fünfundzwanzigstes Gesetz zur Änderung des Bundeswahlgesetzes vom 14. November 2020 (BGBl. I S. 2395)

(11) 以下の手続の記述に際しては、次の文献を参照した。Bundeswahlleiter, *Wahl zum 18. Deutschen Bundestag am 22. September 2013: Heft 3 Endgültige Ergebnisse nach Wahlkreisen*, 2013, S. 312. <https://www.bundeswahlleiterin.de/en/dam/jcr/a832ae2d-3ffc-4805-92c6-e92cc8668d17/btw13_heft3.pdf>; 河崎健「ドイツ連邦議会の選挙制度改革をめぐる議論 —2013年選挙結果との関連で—」『選挙研究』31巻1号, 2015, pp.44-55; 河島太郎「ドイツの小選挙区比例代表併用制におけるいわゆる負の投票価値（Negatives Stimmgewicht）について—政治学的実証研究を応用した選挙制度の構造分析の試み—」岡田信弘ほか編『憲法の基底と憲法論—思想・制度・運用—高見勝利先生古稀記念—』信山社, 2015, pp.1089-1091; 上野磨里奈「主要国議会の選挙制度及び投票率の推移」『調査と情報—Issue Brief—』1161号, 2021.11.18, pp.3-5. <<https://doi.org/10.11501/11874929>>

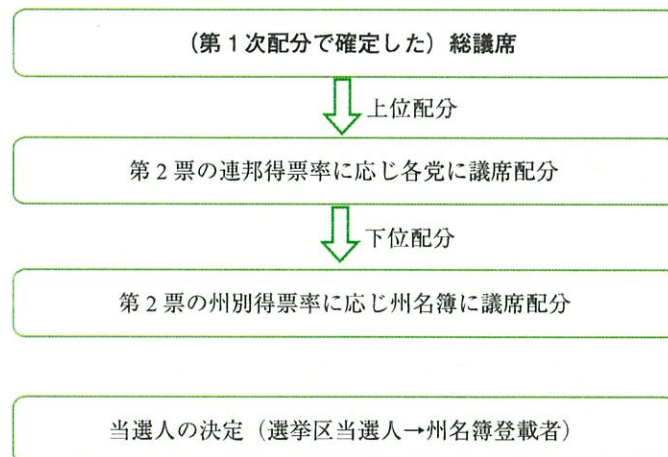
(12) 第1次配分では州単位で、第2次配分では連邦単位で併用制が用いられていた。これは、負の投票価値（政党の得票の増加が当選人数の減少をもたらす、又は政党の得票の減少が当選人数の増加をもたらす現象）を解消するための方策であった。詳細は、河島 同上を参照。

図1 2013年改正後のドイツ連邦議会の選挙制度の仕組み

<第1次配分>



<第2次配分>



（出典）2013年改正後の連邦選挙法の条文を基に筆者作成。

第1次配分では、まず、定数（598人）を州別人口比で各州に配分して州別定数を算出し（Oberverteilung, 上位配分）、次に各州で各党の第2票の得票率に応じて当該各党の州名簿に議席が配分される（Unterverteilung, 下位配分）（第6条第2項）。州名簿に配分された議席から小選挙区当選人の数を減じ、この差が名簿登載者で当選人となる者の数となる。州名簿に配分された議席を超える小選挙区当選人を得た政党については、小選挙区当選人の数から州名簿に配分された議席を減じた数の超過議席が生じる（同条第4項）。以上の手続により、各党の州名簿に最終的に保障される最低議席数（第2票の得票率に応じた議席数と超過議席数の合計）が算出され、政党別に連邦全体の最低議席数が決まる⁽¹³⁾。

(13) Bundeswahlleiter, *Wahl zum 19. Deutschen Bundestag am 24. September 2017: Heft 3 Endgültige Ergebnisse nach Wahlkreisen*, 2017, S. 379. <https://www.bundeswahlleiterin.de/dam/jcr/3f3d42ab-faef-4553-bdf8-ac089b7de86a/btw17_heft3.pdf>

第1次配分で超過議席が生じた結果、連邦議会の議席配分にゆがみが生じ、第2票の得票率に応じた本来の議席配分と異なることとなる。各党の第2票の得票率に応じた議席配分を回復するために、調整議席を各党に追加的に配分して、最終的な総議席数を確定する（同条第5項）。なお、調整議席の仕組みは2013年改正法により導入されたものである。

続く第2次配分において、各党の実際の州別議席数を確定して、これに相当する人数の当選人を決定する。まず、これまでの手続により確定した総議席数を、連邦全体で第2票の得票率に応じて各党に配分する（上位配分）。次に、各党に配分された議席を、第2票の得票率に応じて各州名簿に配分する（下位配分）。州名簿に配分された議席は、まず小選挙区の当選人全員に割り当てられ、残余の議席は、州名簿の候補者に掲載順に割り当てられる（同条第6項）。

第2票の得票率に応じた議席配分に参加する政党には得票率5%の法定得票が必要とされ、これを定める規定が阻止条項である（同条第3項）。すなわち、第2票の得票率が5%未満であった政党は議席配分から排除され、その得票率に応じた議席が配分されない。ただし、基本議席条項により、小選挙区当選人3人以上の政党は、第2票の得票率が5%未満であっても、小選挙区で得た議席のみならず、第2票の得票率に応じた議席が配分される（同項）。阻止条項及び基本議席条項は、少数民族政党には適用されない（同項）。

2 選挙制度の諸要素についての連邦憲法裁判所の見解

「はじめに」で述べたように、選挙制度の設計は立法者に委ねられている。さらに、選挙制度全体の整合性を確保するために、また、政治上の目的のために、個別の選挙原則（普通、直接、自由、平等及び秘密）からどの程度の乖離（かいり）が正当化されるかについても立法者に裁量がある。ただし、選挙原則から乖離する場合には、これが正当化されるとしても、当該の目的を達成するために適切で必要な手段でなければならない（比例原則）⁽¹⁴⁾。

ドイツにおいては、連邦議会議員の4分の1の申立てを受けて、連邦憲法裁判所が具体的な事件を前提としないで法律の合憲性を審査する制度がある（基本法第93条第1項第2号。抽象的規範統制）。法律に不服のある議員はこの制度を利用して、その公布後に合憲性の審査を連邦憲法裁判所に求めることがある。憲法裁判の結果、連邦憲法裁判所の違憲判断により法律の改正が必要となることもある。選挙法は議員本人の利害に関わるものであることから、連邦憲法裁判所が厳格に審査することが必要とされる⁽¹⁵⁾。

そのため、2013年改正後の動きを見る前に、連邦憲法裁判所が選挙制度の諸要素についてどのように判示しているか、その概要を簡潔に紹介する。

(1) 小選挙区比例代表併用制

連邦憲法裁判所は、併用制について次のように説明している。すなわち、連邦議会総選挙は、多数代表制の原則に基づく小選挙区候補者の直接選挙（Direktwahl）を損なうことなく、比例代表制という基本的性格（Grundcharakter）を有する。選挙人は、比例代表制の枠内において、小選挙区と密接な関係を有する人物を選ぶ機会を有する⁽¹⁶⁾。

(14) Çiğdem Bektaş, „Verkleinerung des Bundestags durch Ersatzstimmen: Ein weiterer verfassungswidriger Versuch?“ *Deutsches Verwaltungsblatt*, 138(14), 2023, S. 836.

(15) *Ibid.*

(16) Schreiber et al., *op.cit.*(7), S. 266f. BVerfGE 121, 266, (297) (3. Juli 2008) 等。

(2) 超過議席

連邦議会の政党別構成は第2票の得票率に応じたものであるべきところ、超過議席が多く生じると、実際の政党別構成はこれと異なるものとなる。その結果、連邦議会総選挙が有する比例代表制という「基本的性格」が損なわれることになる。連邦憲法裁判所は、1会派を構成するのに必要な議員の数の半数（15人）を超える超過議席が生じた場合には、平等選挙原則（基本法第38条第1項第1文）及び政党の機会均等原則（同第21条第1項）の違反であると判示しており、第2票の得票率に応じた政党別構成となるように調整が必要となることもある⁽¹⁷⁾。

なお、ここで問題とされる平等選挙原則は、比例代表制において各票が議会の政党別構成に対して等しい影響を及ぼす結果価値の平等（Erfolgswertgleichheit）⁽¹⁸⁾のことであり⁽¹⁹⁾、政党の機会均等原則（Chancengleichheit der Parteien）は、選挙に関しては、多党制において、いずれの政党も議席配分に際して均等な機会を与えられなければならない原則をいう⁽²⁰⁾。

(3) 阻止条項

阻止条項は、小党乱立による議会の機能不全を防ぐためにある⁽²¹⁾。第2票の得票率が5%に達しない小政党は第2票の得票率に応じた議席を得ることができないため、平等選挙の原則及び政党の機会均等原則から乖離することとなる。阻止条項が憲法上正当化されるためには、やむを得ない事由が必要であるとされ、連邦憲法裁判所は、やむを得ない事由として①国民の意思形成の統合過程としての選挙の性格と、②選挙された国民代表機関の活動能力の保護を挙げ⁽²²⁾、連邦議会総選挙の5%阻止条項を合憲としている⁽²³⁾。

(4) 基本議席条項

政党が議席を得るためには第2票の得票率が5%以上でなければならないという阻止条項に対し、小選挙区当選人が3人以上の政党であれば議席を配分されるという基本議席条項は、条件がより緩やかであり、小政党のための規定とされる⁽²⁴⁾。連邦憲法裁判所は、基本議席条項についても、上記の阻止条項の場合と同様に、平等選挙原則及び政党の機会均等原則からの乖離があるものの、次のような理由により正当化されるため、合憲と判示している⁽²⁵⁾。すなわち、基本議席条項は、二つの対立する目的——①連邦議会の機能確保、②選挙人の投票に基づき国民の間に見られる政治的に重要な思潮を効果的に連邦議会において代表させること——を調整しており、それゆえ憲法上正当化される。また、連邦憲法裁判所は、三つの小選挙区で当選人

(17) BVerfGE 131, 316 (357) (25. Juli 2012); 土屋武「78 議席配分規定における「負の投票価値」の効果と超過議席」ドイツ憲法判例研究会編、鈴木秀美ほか編集代表『ドイツの憲法判例4』信山社出版、2018、p.353。

(18) „Wahlrechtsgrundsätze.“ Bundeswahlleiterin website <<https://www.bundeswahlleiterin.de/service/glossar/wahlrechtsgrundsaeetze.html>>

(19) Wolff, Hrsg., *op.cit.*(6), S. 422f.

(20) *ibid.*, S. 307.

(21) 植松健一「ドイツの民主政における阻止条項の現在（1）—自治体選挙と欧州選挙の阻止条項への違憲判決を契機として—」『立命館法学』359号、2015.6、pp.2-4。

(22) 同上、p.8; Schreiber et al., *op.cit.*(7), S. 280f.

(23) Michel Göbel, „Die Wahlrechtsreform zwischen falschverstandener Folgerichtigkeit und Konfrontationskurs,“ *Die Öffentliche Verwaltung*, 76(14), Juli 2023, S. 575.

(24) BVerfGE 6, 84 (95) (23. Januar 1957)

(25) BVerfGE 95, 408 (417ff) (10. April 1997) 等。山本悦夫「70 基本議席条項の合憲性」ドイツ憲法判例研究会編『ドイツの憲法判例3』信山社出版、2008、pp.428-433も参照。

を出した政党は、政治的に意味のある勢力⁽²⁶⁾、又は地域的な基盤を有する政党として⁽²⁷⁾、連邦議会で議席を有するにふさわしいとしている。

3 2020 年連邦選挙法改正—議員数増大の抑制—

2013 年改正により調整議席の制度が設けられたことから、以降の選挙において議員の数が増える傾向が助長され、2017 年の総選挙後には 709 人となっていた。このような状態では連邦議会の運営にも支障が出て、連邦議会が国民に受容されにくくなるとの問題意識から、2020 年、与党会派キリスト教民主・社会同盟 (CDU/CSU (Christlich-Soziale Union)) 及び SPD の発議により⁽²⁸⁾、議員数の増大を抑制することを目的として連邦選挙法が改正された (連邦選挙法第 25 次改正法⁽²⁹⁾)。以下「2020 年改正法」といい、これによる改正を「2020 年改正」という。なお、キリスト教社会同盟 (CSU) は、バイエルン州のみで活動する政党であり、連邦議会において常に CDU (バイエルン州以外の州で活動) と共に会派を結成しているため、この会派は一般に「CDU/CSU」と呼ばれている。

2020 年改正法では、2013 年改正法の制度の大枠が維持されつつ、次のように定められた。第 1 に、議員定数を維持したまま、小選挙区の数が 299 から 280 に減じられた (第 1 条第 2 項。2024 年 1 月 1 日施行)。第 2 に、超過議席三つまでは調整議席による調整をしないものとされた⁽³⁰⁾ (第 6 条第 5 項。以下の規定は全て、2020 年 11 月 19 日施行)。第 3 に、第 1 次配分において各州名簿に保障される最低議席数が、当該政党の全ての小選挙区当選人数又は第 2 票の得票率に応じた議席数と小選挙区当選人数の中間値 (Mittelwert, 小数点以下四捨五入) のいずれか多い人数に減じられた (第 6 条第 5 項)。この規定によって、ある州の政党の超過議席を当該政党の他の州名簿当選人数から減じることができるようになった⁽³¹⁾。この改正も、総議席数の削減が目的であった。第 4 に、選挙法の改正に関して討議する改革委員会を連邦議会に設置し、改革委員会は 2023 年 6 月 30 日までに勧告を行うこととされた (第 55 条)。

II 改革委員会における議論

2020 年改正を受けて、連邦議会は、2021 年 4 月 22 日 (CDU/CSU と SPD による連立政権時

⁽²⁶⁾ Schreiber et al., *op.cit.*(7), S. 282. BVerfGE 95, 408 (423)

⁽²⁷⁾ BVerfGE 6, 84 (95f)

⁽²⁸⁾ BT-Drs. 19/22504, S. 1.

⁽²⁹⁾ 法律名は、前掲注(10)を参照。泉真樹子「【ドイツ】第 25 次連邦選挙法改正—総議席数増加抑制—」『外国の立法』No.286-2, 2021.2, p.34. <<https://doi.org/10.11501/11633273>> も参照。

⁽³⁰⁾ この規定は、小選挙区で多くの当選人を出す政党に有利とされる。2021 年の総選挙では、CSU がバイエルン州で 8 の超過議席を得て、そのうち 3 の超過議席については調整がなされなかった。この 3 の超過議席が調整されていれば、これらに対し 55 の調整議席が必要となっていたであろうとされる。„So kompliziert wie nötig, so einfach wie möglich,“ *Frankfurter Allgemeine Zeitung*, 30. November 2023; „Anzahl der Überhangs- und Ausgleichsmandate bei den Bundestagswahlen von 1949 bis 2021.“ Statista website <<https://de.statista.com/statistik/daten/studie/37676/umfrage/anzahl-der-ueberhangsmandate-bei-bundestagswahlen/>>; Bernd Grzeszick, „Das neue Wahlrecht hat den Praxistest bestanden,“ 30. September 2021. Legal Tribune Online website <<https://www.lto.de/recht/hintergruende/lv/bundestag-wahlrecht-groesse-mandate-sitze-reform-direkt-ausgleich-abgeordnete-wahlkreise>>

⁽³¹⁾ 小林宇宙「超過議席と選挙の平等—ドイツ連邦憲法裁判所判決とそれを巡る近年の学説を中心に—」『一橋法学』20 巻 3 号, 2021.11, p.1501. <<https://hermes-ir.lib.hit-u.ac.jp/hermes/ir/re/72516/hogaku0200302490.pdf>> 各政党の連邦全体の議席についても、最低議席数を定める複雑な手続がある。Bundeswahlleiter, *Wahl zum 20. Deutschen Bundestag am 26. September 2021, Heft 3: Endgültige Ergebnisse nach Wahlkreisen*, 2021. S. 407-432, insb. 421. <https://www.bundeswahlleiterin.de/dam/jcr/cbceef6c-19ec-437b-a894-3611be8ac886/btw21_heft3.pdf>

の第 19 議会期)、改革委員会を設置した⁽³²⁾。なお、改革委員会の正式名称は「連邦選挙法改革・議会運営現代化委員会」(Kommission zur Reform des Bundeswahlrechts und zur Modernisierung der Parlamentsarbeit)であり、選挙権年齢を 18 歳以上から 16 歳以上に引き下げること、議会運営の現代化、候補者名簿及び連邦議会における女性と男性の平等な代表の実現などについても検討することとされていた⁽³³⁾。

その後 2021 年 9 月に総選挙が行われたため、2022 年 3 月 16 日 (SPD、緑の党及び自由民主党 (Freie Demokratische Partei: FDP) による連立政権時の第 20 議会期)、改めて改革委員会が設置された⁽³⁴⁾。なお、この時に設置された改革委員会の正式名称は「選挙法改革・議会運営現代化委員会」(Kommission zur Reform des Wahlrechts und zur Modernisierung der Parlamentsarbeit)であり、2021 年に設置された改革委員会の正式名称とは微妙に異なっている。

改革委員会の委員は連邦議会議員、専門家各 13 人で、共同委員長は SPD のフェヒナー (Johannes Fechner) 議員及び CDU/CSU のヴァルケン (Nina Warken) 議員が務めた。13 人の連邦議会議員は超党派の委員で構成されていた。改革委員会は、2023 年 4 月 27 日までに計 16 回の会議を行い、2022 年 9 月 1 日に中間報告書⁽³⁵⁾を、2023 年 5 月 12 日に最終報告書⁽³⁶⁾を提出した。連邦選挙法改正を検討した内容が記載されているのは中間報告書であるため、以下、中間報告書の記述を基に、改革委員会における同法改正に関する議論の概要を紹介する。

最初に、近年定数よりも一層多くの議員数が生じた原因について考察が行われた⁽³⁷⁾。主な原因としては、①政党が置かれている状況が変化したことと、②選挙人の投票行動が変化したことが挙げられている。議員数の増加要因は超過議席の増加であったが、1949 年に併用制が導入されて以降 1980 年代前半くらいまでは連邦議会で議席を得る政党が 3～4 程度であり、選挙人も第 1 票と第 2 票を同じ政党に投じることが多かったことから、この頃に生じた超過議席は各選挙で数人であった⁽³⁸⁾。1980 年代末からは政党の数が増え、大政党の第 2 票の得票率が下がった。それに対し、小選挙区では相対多数の得票で議席を得られることから 20% 程度の得票率で候補者が当選する小選挙区もあり⁽³⁹⁾、CDU/CSU と SPD が多くの議席を得た。このような第 1 票と第 2 票の結果の乖離により超過議席は増加傾向となり、2021 年の総選挙では超過議席が 34、調整議席が 104 生じた。

議員数が増え過ぎることの弊害としては、法案審議等における議会の意思決定が困難となること、委員会の委員の定数をその時々で変更することはできないため委員会に所属しない議員が出るおそれがあることなどが指摘された⁽⁴⁰⁾。

また、改革委員会では、現行選挙制度の改革案が複数提案され⁽⁴¹⁾、議論が行われた。しかし、

⁽³²⁾ BT-Drs. 19/28787; BT-Plpr. 19/224, S. 28561.

⁽³³⁾ 連邦選挙法第 55 条

⁽³⁴⁾ BT-Drs. 20/1023; BT-Plpr. 20/20, S. 1464.

⁽³⁵⁾ BT-Drs. 20/3250; 山岡規雄「【ドイツ】選挙法改革委員会の中間報告」『外国の立法』No.293-2, 2022.11, p.31. <<https://doi.org/10.11501/12360282>>

⁽³⁶⁾ BT-Drs. 20/6400.

⁽³⁷⁾ BT-Drs. 20/3250, S. 10.

⁽³⁸⁾ 超過議席の統計として、次を参照。Deutscher Bundestag, „Kapitel 1.13 Überhangmandate und Ausgleichsmandate,“ *Das Datenhandbuch des Bundestages*, 19.11.2021. <https://www.bundestag.de/resource/blob/196114/1dd0013d0a87b456cd278f4344caaab7/Kapitel_01_13__berhangmandate_und_Ausgleichsmandate.pdf>

⁽³⁹⁾ Joachim Behnke, „Am offenen Herzen der Demokratie: Das Wahlgesetz als Ergebnis eines normgebundenen Wettkampfs von Interessen,“ 9. September 2024. Bundeszentrale für politische Bildung website <<https://www.bpb.de/shop/zeitschriften/apuz/parlamentarismus-2024/551993/am-offenen-herzen-der-demokratie>> も参照。

⁽⁴⁰⁾ BT-Drs. 20/3250, S. 11.

⁽⁴¹⁾ *ibid.*, S. 13ff.

必要な要件を全て満たすような選挙制度の仕組みはないという点で意見の一致があり、いずれの制度であっても何らかの点で妥協しなければならない、各制度の長所短所を衡量して検討しなければならないとされた。

最終的に改革委員会は、連立与党が提案した制度を勧告した⁽⁴²⁾。この制度は、各党の第2票の得票率に応じて配分する議席数を決めるものである。具体的には、各州における各政党について、第2票の得票率に応じた議席を超える数の小選挙区候補者が第1票を最多得票したときには、当該政党の中で第1票の最多得票者のうち得票率の低い者から順に超過議席に相当する人数のものは当選人としないこととされた。この場合には、超過議席は生じないが、当選人のいない小選挙区が発生する。このため、この制度については、当選人のいない小選挙区がなるべく発生しないような仕組みを設けることも検討された。

そのための仕組みとして幾つかの案があったが、最も有力な案が「代替票」(Ersatzstimme)であった⁽⁴³⁾。これは、小選挙区の候補者に投票する際に、選挙人が2番目に選好する他党の候補者にも代替票を投票できるようにし(いわば「第3票」)、第2票の得票率に応じた議席が不足しているため第1票を投じた1番目に選好する候補者Xが当選人とならなかった場合には、Xに第1票を投票した各選挙人が2番目に選好する候補者Y₁、Y₂・・・に対する代替票を開票してY₁、Y₂・・・の第1票に追加するというものであった。このようにして、Y₁、Y₂・・・のうち最多得票者となったY_xの所属政党が第2票の得票率に応じて十分な数の議席を得ていれば、Y_xが当選人となることとされた。

改革委員会の勧告においては、ほかに、定数は598人のままとすること、「人物選挙と結び付いた比例代表制」を維持すること、阻止条項は連邦議会の機能維持のために新たな制度においても設けるが、基本議席条項を存続させるかどうかは政治的に決定しなければならないこと⁽⁴⁴⁾、分かりやすい条文としなければならないことなども掲げられた⁽⁴⁵⁾。

Ⅲ 2023年の連邦選挙法改正

1 当初法案の概要—超過議席及び調整議席の廃止—

2023年1月24日、「連邦選挙法及び連邦選挙法第25次改正法を改正する法律案」⁽⁴⁶⁾が、連立与党会派のSPD、緑の党及びFDPから提出された。法案は改革委員会の勧告に基づくもので、その目的は、連邦議会の議員数を適切に抑制することであった。2021年の総選挙後は、超過議席の増加に伴って調整議席も多く生じていたため、議員全体に占める小選挙区選出議員の割合が約40%に低下していた。

⁽⁴²⁾ *ibid.*, S. 21f. 連立与党の案は、2022年5月のフランクフルター・アルゲマイネ紙において既に公表されていた。
„Die Ampelkoalition will den Bundestag verkleinern: Einschneidende Wahlrechtsreform geplant / Überhangmandate sollen wegfallen,“ *Frankfurter Allgemeine Zeitung*, 18. Mai 2022; Bektas, *op.cit.*(14), S. 833. 右派政党であるドイツのための選択肢(Alternative für Deutschland: AfD)も、同様の制度を提案していた。ただし、AfDは、小選挙区において当選人がいない小選挙区が出ることもやむを得ないとしていた。多くの小選挙区候補者は州名簿にも登載され、名簿から当選することもあるため、実際に議員のいない小選挙区が出ることは少ないであろうというのがその理由であった。BT-Drs. 20/3250, S. 17.

⁽⁴³⁾ BT-Drs. 20/3250, S. 15.

⁽⁴⁴⁾ *ibid.*, S. 16. 基本議席条項について、AfDは削除を主張していた。

⁽⁴⁵⁾ *ibid.*, S. 21f.

⁽⁴⁶⁾ BT-Drs. 20/5370.

当初法案では、従前の「人物選挙と結び付いた比例代表制」の原則に代わり、「比例代表制」の原則に基づいて選挙を行うこととされた（第1条第2項。以下、本章で示す条項は、当初法案のものである。）。また、「第2票」が「主要票」（Hauptstimme）、「第1票」が「選挙区票」（Wahlkreisstimme）とされ（同項）、主要票（従前の第2票）が議席配分の決定において重要とされた。さらに、総議席数が定数より増えないように、超過議席及び調整議席の制度が廃止され、代わって、各党への議席配分が主要票の得票率に従い、かつ、総議席数が定数に収まるように、小選挙区の最多得票者であっても、所属政党が十分に主要票を得ていなければ当選人となれなくなった（「主要票相当議席割当て」（Hauptstimmendeckung）。同条第3項）。具体的に当選人となれない者は、各州における各政党の小選挙区の最多得票者のうち得票率が低いものから順に従前の超過議席に相当する人数のものである。また、主要票相当議席割当ての実施の必要上、政党が小選挙区候補者を届け出の場合には、当該州において当該政党が届け出た州名簿が受理されていなければならないこととされた（第20条第2項第2文）。無所属の選挙区候補者は、主要票の得票はないが、従前同様、小選挙区で最多得票したときは、直ちに当選人となる（第6条第2項）⁽⁴⁷⁾。

2020年改正法では、2024年以降、定数は598のままで小選挙区の数も280に削減することとなっていたが、超過議席が生じるおそれなくなったことから、この法案では元の299に戻すこととされた。小選挙区の数減らすと、各選挙区の面積が広くなり、特に人口の少ない地域では議員の地元での活動が困難となるということがその理由の一つであった⁽⁴⁸⁾。また、議席配分方法は従前より簡素になり、各州の人口比を基に仮の議席配分を行う第1次配分がなくなり、最初に主要票を集計し、その得票率に応じて政党に議席を配分（上位配分）、次に政党に配分された議席を主要票の得票率に応じて州名簿に配分する（下位配分）2段階となった（第4条）。

改革委員会の提案にあった「代替票」は、開票の可能性が低い票として第3票を投じることは、その投票行為そのものが国民にとっての変化が大き過ぎるとの理由で⁽⁴⁹⁾、法案では取り入れられなかった。

法案の提案理由書によれば、新制度は、主要票相当議席割当てによって比例代表と小選挙区を結び付けていることから、比例代表制という基本的性格が強化される⁽⁵⁰⁾。また、この制度により、結果価値の平等及び政党間の機会均等が最適化されると説明されている。平等選挙の原則が何を意味するかは、どのような選挙制度を採用するかに左右されるが、比例代表制の強化を選択したことによって、結果価値の平等が特に重要となった⁽⁵¹⁾。

(47) *ibid.*, S. 3.

(48) *ibid.*, S. 11f.

(49) *ibid.*, S. 4. 代替票について憲法上の様々な問題を検討・指摘した論考として、Deutscher Bundestag Wissenschaftliche Dienste, „Wahlrechtsreform: Verbundene Mehrheitswahl mit Ersatzstimme: Verfassungsrechtliche Betrachtung.“ WD3-3000-117/22, 12. August 2022, S. 13ff; Bernd Grzeszick, „Ampel-Pläne evident verfassungswidrig.“ 24. Mai 2022. Legal Tribune Online website <<https://www.lto.de/recht/hintergruende/h/bundestag-wahlrecht-reform-erststimme-zweitstimme-ersatzstimme-wahlkreis-ueberhang-direkt-mandat-ampel>> を参照。代替票には憲法上の問題はないとする論考として、Bektaş, *op.cit.*(14)を参照。

(50) BT-Drs. 20/5370, S. 10.

(51) *ibid.*, S. 12.

2 2023 年改正法の概要—基本議席条項の削除等—

法案は連邦議会の内務委員会で審査された。2023 年 2 月 6 日に 10 人の専門家を招致して公聴会が行われた後⁽⁵²⁾、連立与党は 3 月 15 日に修正案を提出し⁽⁵³⁾、内務委員会ではそのとおりに法案が修正議決された。採決結果は、連立与党会派の SPD、緑の党及び FDP が賛成、野党会派では CDU/CSU 及び左派党 (Die Linke)⁽⁵⁴⁾ が反対、ドイツのための選択肢 (Alternative für Deutschland: AfD, 右派政党) が棄権であった⁽⁵⁵⁾。続く 3 月 17 日に、本会議でも法案が可決された。本会議における採決結果は、連立与党会派の SPD、緑の党及び FDP が賛成、野党会派の CDU/CSU、左派党及び AfD が反対であった⁽⁵⁶⁾。2023 年改正法は 5 月 12 日に連邦参議院を通過して成立し、6 月 8 日に大統領が認証、主要部分は同月 14 日に施行された。

最終的な 2023 年改正法の概要は、前節で紹介した当初法案の内容が以下のように修正されたものである (2023 年改正法による議席配分手続は、図 2 を参照)。

第 1 に、定数 598 人を 630 人に増員した (第 1 条第 1 項。以下、本節で示す条項は 2023 年改正後の連邦選挙法のものである。)。他方で、小選挙区の数 は当初法案と同じく 299 とした (同条第 3 項)。これは、小選挙区の最多得票者で当選人とならないものをなるべく少なくするための修正である⁽⁵⁷⁾。

第 2 に、選挙人が有する票の名称を、「主要票」から「第 2 票」に、「選挙区票」から「第 1 票」に戻した (同条第 2 項)。これは、従前の呼称が定着していることに鑑みた修正である。

第 3 に、基本議席条項が削除された (第 4 条第 2 項)。その理由としては、第 2 票相当議席割当て (Zweitstimmendeckung) の制度の下で基本議席条項を維持すれば、制度破綻を招くことが挙げられている⁽⁵⁸⁾。小選挙区選挙については、独自に当選人を決定する機能が失われ、その最多得票者を第 2 票相当議席割当ての範囲内で優先的な当選人とする機能に限られた。それにもかかわらず、連邦全体で第 2 票の得票率 5% 未満の政党であっても 3 以上の小選挙区で第 1 票の最多得票者があれば第 2 票の得票率に応じた議席の比例配分の対象とするのは、憲法上の正当化が困難と見たからである。

このような修正に対しては、野党から激しい批判があった。内務委員会における CDU/CSU の反対の論拠は、議論が拙速であること、当選人のいない小選挙区が生じる制度とするのは選挙人の軽視であること、基本議席条項の削除は選挙法において地域の特性を考慮することがで

⁽⁵²⁾ „Öffentliche Anhörung des Innenausschusses zur Änderung des Bundeswahlgesetzes,“ 31. Januar 2023. Bundestag website <<https://www.bundestag.de/webarchiv/presse/pressemitteilungen/2023/pm-230131-oe-inneres-wahlrecht-932214>>

⁽⁵³⁾ BT-Drs. 20/6015.

⁽⁵⁴⁾ 左派党は、旧東ドイツの独裁政党であったドイツ社会主義統一党 (Sozialistische Einheitspartei Deutschlands: SED) の流れをくむ政党である。寺迫剛「ドイツ政党政治の枠組みにおける DIE LINKE の定着」『早稲田政治公法研究』94 号, 2010.8, pp.83-85.

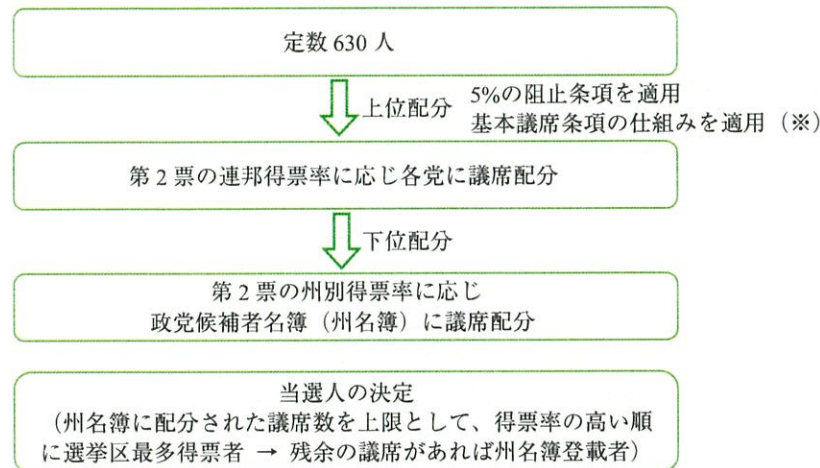
⁽⁵⁵⁾ BT-Drs. 20/6015, S. 11.

⁽⁵⁶⁾ BT-Plpr. 20/92, S. 11043, 11050ff. 本会議の採決では、AfD の議員には棄権した者が少なかった。

⁽⁵⁷⁾ BT-Drs. 20/6015, S. 11. 議席数が少ないほど、それだけ再選されない議員がいるということなので、特に世論調査の結果がよくない FDP の意向であったともされる。„Bundestag wird von 736 auf 630 Sitze verkleinert,“ *Süddeutsche Zeitung*, 12. März 2023. <<https://www.sueddeutsche.de/politik/wahlrecht-verkleinerung-bundestag-630-grundmandatsklausel-1.5767594>>

⁽⁵⁸⁾ BT-Drs. 20/6015, S. 12. CDU/CSU は、従前の選挙制度を徹修正して維持した上で、総議員数を抑制することを提案する決議案 (Antrag) を 2023 年 1 月 24 日に提出していた (BT-Drs. 20/5353)。CDU/CSU はこの中で、小選挙区当選人 3 人以上という基本議席条項の要件を、5 人以上にすることも提案していた。この案をめぐる議論の中で、CDU は、共同会派を組む CSU に打撃を与えるかもしれないことに考えが及ばないまま基本議席条項の違憲の可能性に触れ、SPD がこのアイデアを援用する形となった。この際、SPD は、基本議席条項を削除すれば左派党は議席を得られないであろうことを認識していたとされる。„Keine Klausel, kein Einzug,“ *Frankfurter Allgemeine Zeitung*, 14. März 2023.

図2 2023年改正後のドイツ連邦議会の選挙制度の仕組み



(出典) 2023年改正後の連邦選挙法の条文及び連邦憲法裁判所 2024年7月30日判決 (※基本議席条項に関する部分) を基に筆者作成。

きるとする連邦憲法裁判所の判例⁽⁵⁹⁾に反すること等であった。左派党は、基本議席条項の削除は同党への議席配分を妨げる意図がうかがわれること、修正案が合憲であるかを十分検討する時間がないことなどを反対の理由に挙げた⁽⁶⁰⁾。

3 2023年改正法をめぐる論点

(1) 与野党の合意のない改正

連邦選挙法の改正は、与野党の合意に基づくのが理想とされる⁽⁶¹⁾。実際、2011年の改正を除き、連邦選挙法はおおむね与野党の合意を得て改正されてきた⁽⁶²⁾。連邦議会の議員数を抑制することを目的とする今般の法改正については、まずは超党派の改革委員会が設置されて議論が行われた。

しかし、連立与党会派が提出した当初法案は、改革委員会の勧告に基づくものの、連邦議会における委員会審査中に連立与党会派から修正案が提出され、当初法案では残っていた基本議席条項が削除されるなどした。本会議の採決は、修正案提出から2日後に行われた。そのため、2023年改正法には連立与党が賛成したのみで、野党は全て反対であり、法律は、与野党の合意なく公布・施行された。

議員数を減らす選挙法の改正は全ての政党の利害に関係し、その改正により利益を得る政党と、不利益を被る政党がある⁽⁶³⁾。そのため、政党間の対立が先鋭化した。与野党の合意がない選挙法改正が常態化すると、政権交代の度に与党に有利な選挙法改正が行われることにもなりかねないと指摘されている⁽⁶⁴⁾。

⁽⁵⁹⁾ BverfGE 6, 84 (96) 等

⁽⁶⁰⁾ BT-Drs. 20/6015, S. 14ff.

⁽⁶¹⁾ Joachim Behnke, „Die Grundmandatsklausel und Moral,“ S. 6f. Zeppelin Universität website <<https://www.zu.de/lehrstuehle/politikwissenschaft/assets/pdf/homepage-moral-kant-und-die-grundmandatsklausel.pdf>>

⁽⁶²⁾ 2011年に連邦選挙法が改正された (Neunzehntes Gesetz zur Änderung des Bundeswahlgesetzes vom 25. November 2011 (BGBl. I S. 2313)) 時の与党は、CDU/CSU と FDP であった。Eric Albrecht, „Falsch, fehlerhaft, verfassungswidrig!“ – Die Reform des Bundeswahlgesetzes,“ *Recht und Politik*, 59(3), 2023, S. 310.

⁽⁶³⁾ Bektaş, *op.cit.*(14), S. 835.

⁽⁶⁴⁾ Jannik Klein, „Stabilität im Wahlrecht,“ *Deutsches Verwaltungsblatt*, 139(2), 2024, S. 85.

(2) 第2票相当議席割当て—当選人のいない小選挙区—

新選挙制度では、政党の第2票の得票が不十分であれば、小選挙区の最多得票者であっても当選人となれないことがある。小選挙区当選人が出ない可能性があるということは、小選挙区での選挙結果が第2票及び他の小選挙区の結果の影響を受けることとなるため、直接選挙原則の要件を満たすことが困難となるおそれがあるとの指摘もあった⁽⁶⁵⁾。なお、直接選挙原則とは、判例上、候補者が何人（なんびと）であるか、投票が候補者の当落にいかなる影響を及ぼすかを選挙人が事前に認識可能でなければならない原則とされる⁽⁶⁶⁾。

さらに、従来の併用制においては、人物重視の自己完結的な小選挙区選挙で第1票の最多得票者を得て当選人とされた者は独自の民主的な正統性を有するため⁽⁶⁷⁾、小選挙区の最多得票者に比例代表制の理論を適用して当選人としないことは憲法違反であろうという見解が有力であった⁽⁶⁸⁾。そのため、新しい制度が従来の併用制と継続性を有するのか、又は純粋な比例代表制であるのかが問題となる。新しい制度が純粋な比例代表制であるならば、第2票の得票率に応じて配分される議席数を超える数の小選挙区最多得票者に議席が配分されないことも合憲であろうという見解がある。ちなみに、法案の提案理由書では、新制度について「純粋な比例代表制」(reines Verhältniswahlrecht)の語が使用されている⁽⁶⁹⁾。

(3) 基本議席条項

2021年までの総選挙において、基本議席条項は、4回の総選挙で延べ5党に適用された⁽⁷⁰⁾。そのうち同年の総選挙では、第2票の得票率が4.9%でありながら小選挙区当選人3人の左派党に基本議席条項が適用され、所属の当選人が合計39人となっていた⁽⁷¹⁾。この総選挙で第2票の得票率5.2%（当選人45人）のCSUには基本議席条項の適用は不要であったが、その後の総選挙では得票率5%未満となる現実的おそれもあった。そのため、左派党とCSUは、基本議席条項の削除に不服があった⁽⁷²⁾。

基本議席条項の削除が憲法上どのように評価されるかについては、例えば次のような指摘がある。第1に、基本議席条項が地域的な基盤のある政党を利する制度であることに着目したものである⁽⁷³⁾。基本議席条項は、小選挙区当選人の数を問題とするため、一見すると小選挙区

(65) Heinrich Lang, „Wahlrecht: Das Kappungsmodell als Systemänderung oder -bruch?“ *Zeitschrift für Rechtspolitik*, 2/2023, S. 57.

(66) BVerfGE 95, 335 (350) (10. April 1997)

(67) *ibid.*

(68) Lang, *op.cit.*(65), S. 57. 続く2文の典拠もこの論文である。

(69) BT-Drs. 20/5370, S. 12. CDU/CSUは、新制度が純粋な比例代表制なのか、従来の制度の延長である人的要素を加味した比例代表制なのか明らかでないと、内務委員会において表明した。BT-Drs. 20/6015, S. 14. 厳密には2013年改正後、議席配分が純粋な比例代表制で行われていた。Dominik Rennert, „Ein ernsthafter Fehler,“ 17. März 2023. Verfassungsblog website <<https://verfassungsblog.de/ein-ernsthafter-fehler/>>

(70) 本文で後述する2021年の左派党のほかに基本議席条項により議席を獲得したのは、1953年選挙のドイツ党 (Deutsche Partei, 第2票の得票率は3.3%で、小選挙区当選人10人を含む15人) 及びドイツ中央党 (Deutsche Zentrumspartei, 同じく0.8%で、小選挙区当選人1人を含む3人)、1957年選挙のドイツ党 (第2票の得票率は3.4%で、小選挙区当選人6人を含む17人)、1994年選挙の民主社会党 (Partei des Demokratischen Sozialismus: PDS, 左派党の前身の政党。第2票の得票率は4.4%で、小選挙区当選人4人を含む30人) であった。なお、1953年当時には、小選挙区当選人が1人いれば、議席の配分を受けることができた。„Grundmandatsklausel.“ Bundeswahlleiterin website <<https://bundeswahlleiterin.de/service/glossar/g/grundmandatsklausel.html>>

(71) „Bundestagswahl 2021: Endgültiges Ergebnis,“ 15. Oktober 2021. Bundeswahlleiterin website <https://www.bundeswahlleiterin.de/info/presse/mitteilungen/bundestagswahl-2021/52_21_endgueltiges-ergebnis.html>

(72) Behnke, *op.cit.*(39)

(73) Rennert, *op.cit.*(69) この論考は、バイエルン州のCSUを念頭に置いたものである。

との結び付きが強い。そのため、改正後の制度が純粋な比例代表制であるとすれば、基本議席条項は相いれないものであり、制度全体の首尾一貫性を保つことができなくなる。しかし、更に検討すれば、基本議席条項は人物選挙に資するというよりも、第2票の得票率5%未満の政党で小選挙区当選人3人以上のものに対して、例外的に第2票の得票率に応じた議席を配分するものであり、その意義は、地域代表の要素を重視していることにある。阻止条項の影響を緩和する仕組みとして地域代表の要素にも配慮する必要がある、そうでなければ憲法的に問題であるとする。

第2に、基本議席条項はドイツの選挙法において必要不可欠な規定ではなく、国民の政治的な意思を統合するための選択肢の一つであり、基本議席条項の削除自体が憲法上問題であるわけではないが、基本議席条項がなければ5%阻止条項の効果が強くなるとし、これを問題視する指摘がある⁽⁷⁴⁾。現在の政党の状況及び有権者の投票行動に鑑みれば、基本議席条項なく阻止条項が適用されると、有効な第2票の約20%が議席配分の際に考慮されなくなるとされる。そのため、基本議席条項のような阻止条項を緩和する仕組みが全くなければ、阻止条項はその必要性及び適切性に照らして、憲法上の懸念があるとされる。

IV 連邦憲法裁判所 2024 年 7 月 30 日判決

2023 年改正法について、①小選挙区の最多得票者が当選人とならないことがある第2票相当議席割当ての合憲性と、②5%阻止条項の合憲性を主な争点として、バイエルン州、CDU/CSU 会派の195人の議員、CSU 等が訴訟を提起し、2024 年7月30日、連邦憲法裁判所は判決を下した⁽⁷⁵⁾。2023 年改正法が定める新しい議席配分方法である第2票相当議席割当ては合憲とされたが、基本議席条項のような緩和措置のない5%阻止条項は違憲とされた。また、与野党の合意のない選挙法の改正は憲法上の問題がないとされた。以下、判決文の中で取り上げられている順に従って、その概要を紹介する。

1 立法手続

連邦議会での法案審議の手続については、CSU が連邦議会に対する機関争訟 (Organstreitverfahren) を連邦憲法裁判所に提起した⁽⁷⁶⁾。機関争訟とは、基本法に定められた権利・義務をめぐる連邦の最高機関同士の争いであり⁽⁷⁷⁾、政党は、連邦議会の法案の議決につ

(74) Sven Ojak, „Anstoß zu einer Wahlrechtsreformspirale im Vierjahreszyklus? Über den Burgfrieden der Sperrklauseln des § 6 Abs. 3 BwahlG a.F.“, *Deutsches Verwaltungsblatt*, 14/2023, S. 842, 845. この論考では、基本議席条項削除の下では、5%条項を3%又は4%などに引き下げることが提案されている。続く2文の典拠もこの論文である。

(75) BVerfG, Urteil des Zweiten Senats vom 30. Juli 2024 - 2 BvF 1/23 u.a. <https://www.bundesverfassungsgericht.de/SharedDocs/Entscheidungen/DE/2024/07/fs20240730_2bvf000123.html?nn=68080>; „Das Bundeswahlgesetz 2023 ist überwiegend verfassungsgemäß – allein die 5%-Sperrklausel ist derzeit verfassungswidrig, gilt aber mit bestimmten Maßgaben fort“, 30. Juli 2024, Bundesverfassungsgericht website <<https://www.bundesverfassungsgericht.de/SharedDocs/Pressemitteilungen/DE/2024/bvg24-064.html?nn=68080>>; „Karlsruhe kippt das neue Wahlrecht in Teilen“, 30. Juli 2024, tagesschau website <<https://www.tagesschau.de/inland/innenpolitik/wahlrechtsreform-bundesverfassungsgericht-104.html>>; 山岡規雄「【ドイツ】改正連邦選挙法に対する一部違憲判決」『外国の立法』No.301-1, 2024.10, p.35. <<https://doi.org/10.11501/13759553>>

(76) 本節は、BVerfG, Urteil des Zweiten Senats vom 30. Juli 2024 - 2 BvF 1/23 u.a., RN 129-134 の記述を要約したものである。

(77) „Organstreitverfahren.“ Bundesverfassungsgericht website <https://www.bundesverfassungsgericht.de/DE/DasBundesverfassungsgericht/Verfahrensarten/Organstreitverfahren/organstreitverfahren_node.html>

いて機関争訟を提起することができる。今回の訴えは、2023年3月17日に行われた連邦議会による2023年改正法の議決が、基本法が定める政党の機会均等原則及び基本法第21条第1項から導かれる政党の活動の自由を侵害するというものであった。

連邦憲法裁判所は、連邦議会における立法手続は合憲であったとした。議会の意思形成への平等な参加とは、審議事項について自らの意見を形成し、それを基に議会の審議及び議決に参加する議員の権利を包含する。議会には立法手続を定める広範な裁量があるが、基本法第38条第1項第2文に規定する議員の権利（国民代表としての連邦議会議員は、委任や指示には服さず、その良心のみに従うとの規定）及び議会審議の公開の原則が軽視される場合には、法律の形式的な憲法適合性に触れることとなるため、議会の裁量の範囲から外れることになる。2023年改正法の議決は与野党の合意に基づくものではなかったが、これは立法手続が適正であったか否かとは関係がない。基本議席条項が削除されたが、議会審議は、法案を修正する場合でもあり、個々の規定が削除されたことをもって議員の権利又は公開原則が軽視されたことを根拠付けることはできない。

2 第2票相当議席割当て—当選人のいない小選挙区—

2023年改正法の議席配分手続については、バイエルン州及びCDU/CSU会派の議員から小選挙区の最多得票者が当選人とならないことがある第2票相当議席割当てを違憲とする申立てがあった（本節及び次節）。

連邦憲法裁判所は、当選人のいない小選挙区が出る第2票相当議席割当ての制度は合憲であるとした。新制度は、基本法で定められた裁量を行使して立法者が定めたものであり、従来の選挙の諸原則に違反していない⁽⁷⁸⁾。

連邦憲法裁判所によれば、新選挙制度は従来の選挙制度と継続性がある⁽⁷⁹⁾。ただし、2票制の下で議席配分は比例代表制の原則によることは従前どおりであるが、第1票の結果と第2票の結果の調整の仕方がこれまでとは異なるものとなる。この調整をどのように定めるかは、立法者の裁量の範囲にある。

第2票相当議席割当ての下では当選人のいない小選挙区が生じる可能性があることについて、新制度は地域代表（Regionalisierung）の要請を満たさないといった批判があった⁽⁸⁰⁾。この点について、連邦憲法裁判所は、小選挙区に地域代表の意味を持たせる規定は基本法にもこれまでの選挙法にもないとし、立法者には、州の人口比で議席配分を行う義務はないとした。これまでも、議席は小選挙区に配分されてきたのではなく、第2票の得票率に応じた政党への比例配分であった。小選挙区当選人は小選挙区の代表者（Delegierte）ではなく、国民全体の代表（Vertreter）である⁽⁸¹⁾。また、比例代表制による議席配分の原則は、従前の調整議席のときと変わらない。

平等選挙の原則との関係では、当選人のいない小選挙区があっても、第1票の結果機会（Erfolgschance）は平等であるとされた⁽⁸²⁾。基本法が定める平等選挙の原則からは、小選挙区

(78) BVerfG, Urteil des Zweiten Senats vom 30. Juli 2024 - 2 BvF 1/23 u.a., RN 170.

(79) 本段落は、*ibid.*, RN 171-175 の記述を要約したものである。

(80) 本段落は、*ibid.*, RN 179-182 の記述を要約したものである。

(81) 連邦議会議員が国民全体の代表であることは、基本法第38条第1項でも定められている。

(82) 本段落は、BVerfG, Urteil des Zweiten Senats vom 30. Juli 2024 - 2 BvF 1/23 u.a., RN 207-210 の記述を要約したものである。

の最多得票者全てを当選人とする必要性を導くことはできない。また、小選挙区の最多得票者を当選人とするための更なる条件を追加することも禁止されていない。追加の条件として当該候補者の所属政党による十分な第2票の得票を定めることは、2票制の選挙が比例代表制の原則により行われること（連邦選挙法第1条第2項）に客観的な理由が認められる。さらに、第2票相当議席割当ての下では、小選挙区での最多得票者を当選人としないことは不平等な取扱いではない。新制度においては、人物選挙は比例代表制の人物重視の要素(Personalisierungselement)であり、比例代表制の下位に位置付けられる。

直接選挙の原則との関係では、各選挙人の第1票が特定の候補者に投じられることに変化はなく、不確かであるのは当該投票がどのような結果をもたらすかということのみであるとされた⁽⁸³⁾。どのような優先順位で誰に議席が配分されるかは、選挙結果及び選挙法によって決められ、間接選挙における中間選挙人の裁量によって決せられるものでもなく、選挙人の意思と異なる意思に影響されるものでもない。選挙人は自らの投票が実際にどのような影響を選挙結果に及ぼすかについて事前に認識可能であろうという推定は、憲法上の要件そのものではない。直接選挙の原則にとって、選挙人の投票がその意図した影響を実際に及ぼすことが決定的なことではなく、選挙人の意図に沿った積極的な(positiv)影響を選挙結果に与える可能性があれば十分である。

政党の機会均等原則との関係では、第2票相当議席割当てが野党を特別な方法で不利にすることはないとされた⁽⁸⁴⁾。第2票相当議席割当ては、従前の調整議席と同じく、連邦議会の構成を政党の第2票得票率に応じたものとする。この制度では小選挙区の最多得票者が当選人とされないことがあるため、同制度は「(議席の)切り詰め型」(Kappung)と呼ばれることもあるが、第2票の得票率に応じて配分された議席が削られることはない。ただし、連邦議会の総議席数を抑制するために、各党から選出される議員の数がこれまでと比べて少なくなる。

3 5% 阻止条項

基本議席条項のような緩和措置のない5%阻止条項については、基本法第38条第1項第1文に規定する平等選挙の原則を侵害しているため、違憲とされた⁽⁸⁵⁾。阻止条項は平等選挙の原則を侵害するが、これは、連邦議会が機能することを保障する目的によって正当化され得る。現行の5%阻止条項は、基本的に、このための適切な手段である。しかし、2023年改正法では、基本議席条項のような緩和措置のない阻止条項が定められており、現状の法的及び現実的な条件の下では、連邦議会の機能を保障する目的のためとしても、そこまでの必要がない。そのため現状では、立法者は、国民の意思形成を目的として政治的諸力を統合するという選挙の機能(Integrationsfunktion der Wahl)⁽⁸⁶⁾を保障するために、より緩やかな手段を選ばなければならない。

⁽⁸³⁾ 本段落は、*ibid.*, RN 212-214 の記述を要約したものである。なお、ドイツにおける平等選挙原則は、数値価値の平等と結果機会の平等に分かれる。結果機会の平等は、選挙制度が多数代表制の場合には投票価値の平等（例えば小選挙区選挙においてできる限り選挙区人口規模を等しくすること）が必要とされ、選挙制度が比例代表制の場合には投票価値の平等に加えて結果価値の平等（議席率をなるべく得票率と等しくすること）が必要とされている。BVerfGE 95, 335 (353); 土屋武「選挙原則」鈴木秀美・三宅雄彦編『ガイドブック ドイツの憲法判例』信山社、2021, p.262.

⁽⁸⁴⁾ 本段落は、*ibid.*, RN 215-216 の記述を要約したものである。

⁽⁸⁵⁾ 本段落は、*ibid.*, RN 219 の記述を要約したものである。

⁽⁸⁶⁾ Bernd Grzeszick, „Verfassungsrechtliche Grundsätze des Wahlrechts,“ *Juristische Ausbildung*, 2014(11), S. 1110.

阻止条項は、第2票の得票率が5%未満の政党と、5%以上の政党を不平等に扱う⁽⁸⁷⁾。すなわち、第2票の結果価値は平等でない。これに対し、連邦憲法裁判所は、第2票の得票率が5%未満であった政党の小選挙区候補者が第1票を最多得票しても議席が配分されなくなったことについては、平等選挙の原則の侵害ではないとした。また、基本法は、立法者がどのような基準により重要な政党とそうでない政党を区別しなければならないかを定めていない。そのため、立法者は、特定の地域で基盤のある政党を特別に考慮する必要はない。

比例代表制における阻止条項の正当化事由は、議会の機能確保である⁽⁸⁸⁾。選挙によって選ばれる連邦議会には、安定した与党を形成して、機能する政府を継続的に支えるという責務もあることから、議会における小党乱立は阻止条項により防がれるべきである。また、議会で会派を結成するには最低5%の議員が必要であることから(連邦議会議事規則第10条第1項第1文)、現行の5%阻止条項は、議席を得た各党が会派を結成するための要件を満たすことにも寄与する。

しかし、現状に鑑みると、5%阻止条項が完全な形で必要なわけではない⁽⁸⁹⁾。連邦憲法裁判所は、立法者は、現状の法的及び現実的な条件の下で、連邦議会の機能維持に必要な範囲を超えないような阻止条項を定める義務があるとし、阻止条項の修正方法が幾つかあることを指摘した⁽⁹⁰⁾。ただし、修正の仕方は立法者に裁量があるとし、2政党の協力を考慮すること、阻止条項が適用される第2票の得票率5%を引き下げること、基本議席条項を維持することなどを例示した。

2政党の協力とは、CSUのように、他の政党と常に共同会派を結成している状態をいい、政党の第2票の得票率が5%未満であったとしても、当該二つの政党が合計で得票率5%以上であれば、議席配分に際してこの政党をその対象とすることも可とする⁽⁹¹⁾。このような場合に二つの政党の第2票の得票結果を合計して考慮するのであれば、阻止条項の目的は同様に達せられる。この場合、CSU単独では第2票の得票率が5%未満であったとしても議席が配分されることから、他党と比べて扱いに不平等があるということになるが、阻止条項の目的に鑑みてこれは正当化される。

4 経過措置

上記のように、連邦憲法裁判所は、基本議席条項のような緩和措置のない5%阻止条項を違憲としたが、これを改正するには、次の総選挙(2025年8月27日から10月26日までの間に予定)までに時間がほとんどないとし⁽⁹²⁾、経過措置として、阻止条項が修正されるまでは、2023年改正前の基本議席条項と類似の仕組みを引き続き維持することを命じた⁽⁹³⁾。

⁽⁸⁷⁾ 本段落は、BVerfG, Urteil des Zweiten Senats vom 30. Juli 2024 - 2 BvF 1/23 u.a., RN 221-222 の記述を要約したものである。

⁽⁸⁸⁾ 本段落は、*ibid.*, RN 224-236 の記述を要約したものである。

⁽⁸⁹⁾ 本段落は、*ibid.*, RN 249-272 の記述を要約したものである。

⁽⁹⁰⁾ 本段落は、*ibid.*, RN 273-275 の記述を要約したものである。

⁽⁹¹⁾ 本段落は、*ibid.*, RN 249-272 の記述を要約したものである。

⁽⁹²⁾ 原則として選挙の1年前には、次の選挙で適用される選挙法や選挙制度の基本的な骨格が定まっていなければならないという欧州評議会ヴェニス委員会の選挙行為規範を考慮したもの。Verhaltenskodex für Wahlen: Leitlinien und erläuternder Bericht, CDL-AD (2002) 23rev2-cor, II. 2. <[https://www.coe.int/en/web/venice-commission/-/CDL-AD\(2002\)023rev2-cor-ger](https://www.coe.int/en/web/venice-commission/-/CDL-AD(2002)023rev2-cor-ger)>; BVerfG, Urteil des Zweiten Senats vom 30. Juli 2024 - 2 BvF 1/23 u.a., RN 290.

⁽⁹³⁾ 本段落は、BVerfG, Urteil des Zweiten Senats vom 30. Juli 2024 - 2 BvF 1/23 u.a., RN 288-291 の記述を要約したものである。

総選挙は当初 2025 年秋に予定されていたが、政局に変動があり（第 V 章参照）、同年 2 月に行われることとなった。この選挙では、第 2 票相当議席割当てが初めて適用されたが、阻止条項は従前の基本議席条項と類似の仕組みを伴うこととされ、小選挙区において 3 人以上の最多得票者を有する政党は、第 2 票の得票率に応じた議席の比例配分の対象とされた。

V 2025 年 2 月 23 日の総選挙

2021 年の総選挙後、SPD、緑の党及び FDP の 3 党による連立政権が組まれていたが、2024 年 11 月、FDP の党首でもあるリントナー（Christian Lindner）連邦財務大臣と SPD のショルツ（Olaf Scholz）連邦首相がウクライナ戦争のための財源調達の方針をめぐる対立⁽⁹⁴⁾、11 月 6 日、ショルツ連邦首相はリントナー大臣を解任した⁽⁹⁵⁾。FDP の他の連邦大臣も職を辞したため、連邦政府は SPD と緑の党の 2 党から成る少数与党政権となり、政権の運営が困難となった。ショルツ連邦首相は 12 月 11 日に自らの信任案（基本法第 68 条）を連邦議会に提出し、16 日にこれが否決された⁽⁹⁶⁾。採決結果は、与党会派の SPD が賛成、野党会派の CDU/CSU、FDP、AfD、左派党等が反対、与党会派の緑の党が棄権であった⁽⁹⁷⁾。今回の連邦首相の信任案は、議会において与党会派が過半数割れしたことから、ショルツ連邦首相が国民の信を問うために早期に連邦議会を解散する目的であえて提出したものである。信任案の否決を受け、同月 27 日、シュタインマイヤー（Frank-Walter Steinmeier）連邦大統領は連邦議会を解散した⁽⁹⁸⁾。これにより、2025 年秋に予定されていた総選挙が同年 2 月 23 日に行われることとなった。

選挙期間中の特筆すべき出来事として、2025 年 1 月 28 日に、CDU/CSU が移民の入国規制を強化する決議案⁽⁹⁹⁾を連邦議会に提出したことが挙げられる（ドイツでは、連邦議会に空白期間が生じないようにしており、解散から総選挙後に第 1 回の本会議が開かれるまで、旧議会が活動することができる（基本法第 39 条第 1 項第 2 文）⁽¹⁰⁰⁾）。この決議案は、翌 29 日、FDP のほか、AfD の賛成票も得て連邦議会において採択された⁽¹⁰¹⁾。CDU が AfD の票を利用

(94) Samuel Kirsch, „Lindner zum Bruch des Amtseids gedrängt?“ 9. November 2024. ZDF website <<https://www.zdf.de/nachrichten/politik/deutschland/streit-schuldenbremse-amtseid-ampel-aus-lindner-scholz-100.html>> ショルツ連邦首相は、ウクライナ戦争を予算上の緊急事態と捉え、国の借金を禁じる基本法第 115 条を停止して借金でウクライナ支援を賄うべきであると主張し、リントナー連邦財務大臣はこれに反対した。ドイツの財政規律については、渡辺富久子「ドイツにおける財政規律強化のための基本法の規定」『外国の立法』No.263, 2015.3, pp.77-94. <<https://doi.org/10.11501/9111090>> を参照。

(95) 山岡規雄「【ドイツ】「債務ブレーキ」緩和に関する基本法改正」『外国の立法』No.303-2, 2025.5, pp.18-19. <<https://doi.org/10.11501/14242751>>

(96) „Was ist die Vertrauensfrage?“ 27. Dezember 2024. Bundesregierung website <<https://www.bundesregierung.de/breg-de/aktuelles/was-ist-die-vertrauensfrage-2319328>> 連邦議会の信任手続については、河島太朗「ドイツ基本法上の議院内閣制における信任—信任手続を中心に—」『レファレンス』857 号, 2022.5, pp.23-52. <<https://doi.org/10.11501/12289530>> を参照。

(97) BT-Plpr. 20/205, S. 26533ff.

(98) Anordnung über die Auflösung des 20. Deutschen Bundestages vom 27. Dezember 2024 (BGBl. 2024 I Nr. 434 vom 27.12.2024)

(99) BT-Drs. 20/14698. この決議案の背景として、不法滞在する外国人が行ったテロ事件等が挙げられている。ibid., S. 1.

(100) „Neu gewählter Bundestag tritt am 25. März zusammen.“ Bundestag website <<https://www.bundestag.de/dokumente/textarchiv/2025/kw13-de-konstituierende-sitzung-1056494>>; 河島 前掲注96, p.30.

(101) BT-Plpr. 20/209, S. 27074. 人道的理由から滞在を許可している外国人（Personen mit subsidiärem Schutz）の家族呼び寄せを終了することを内容とする法律案（BT-Drs. 20/12804）も提出されていたが、1 月 31 日の連邦議会において CDU 及び FDP の数人の議員が採決に参加しないことをもって否決された。BT-Plpr. 20/211, S. 27553; „Gesetzentwurf der Union zur Migration scheitert im Bundestag.“ 31. Januar 2025. Deutschlandfunk website <<https://www.deutschlandfunk.de/gesetzentwurf-der-union-zur-migration-scheitert-im-bundestag-100.html>>

したことについては、ドイツ全土で抗議のデモが相次いだ。CDU のメルツ (Friedrich Merz) 党首は、2 月 3 日の党大会で、AfD と一緒に仕事をする (Zusammenarbeit) はあり得ないと約束した⁽¹⁰²⁾。

以下、2023 年改正法がどのような影響を及ぼしたかを中心に、選挙結果の概要を紹介する。

1 投票率

投票率は、1990 年に東西ドイツが統一して以来最高の 82.5% であった。小選挙区によって 73.5% から 88.1% までの開きがあり、概して旧西ドイツ地域の方が旧東ドイツ地域より高い傾向にあった⁽¹⁰³⁾。高投票率の理由として、CDU/CSU の移民規制強化の決議案が採択されたことを見て、2021 年の総選挙では投票しなかった者 (Nicht-Wähler) が、いずれの立場であれ、自らの立場を示そうと投票した可能性が指摘されている⁽¹⁰⁴⁾。また、移民・難民問題をめぐり社会の多極化が進んだことから、高投票率となったという指摘もある⁽¹⁰⁵⁾。

2021 年の総選挙で投票しなかったが今回の総選挙では投票した約 376 万人のうち、AfD が最多の約 180 万票を集めた⁽¹⁰⁶⁾。AfD の第 2 票は 2021 年の総選挙の約 10% から倍増し、約 20% であった (次節参照)。投票率が高いことは議会の正統性を高めるために重要であるが、AfD⁽¹⁰⁷⁾ の躍進を促進することとなった⁽¹⁰⁸⁾。

2 第 2 票の結果

第 2 票の政党別得票率は、表 1 のとおりである。シュルツ連邦首相の率いる SPD は 16.4% (前回選挙から -9.3%) と 1887 年の帝国議会選挙以来の歴史的な大敗を喫し⁽¹⁰⁹⁾、CDU/CSU の 28.6%、AfD の 20.8% に次ぐ第 3 の勢力となった。そのほか 5% 以上を得て連邦議会の議席を配分されたのは、緑の党 (11.6%。前回選挙から -3.1%) と左派党 (8.8%。前回選挙から +3.9%) である⁽¹¹⁰⁾。前政権に参加していた FDP は 4.3% (前回選挙から -7.1%) にとどまり、議席の配分を受けられなかった。また、2024 年 1 月に左派党から分離して新たに結党されたザーラ・ヴァーゲンクネヒト同盟 (Bündnis Sahra Wagenknecht: BSW) も、同年秋の旧東ドイツ地域の 3

⁽¹⁰²⁾ „...Keine Zusammenarbeit, keine Duldung, gar nichts“, 3. Februar 2025. tagesschau website <<https://www.tagesschau.de/inland/bundestagswahl/cdu-parteitag-276.html>>

⁽¹⁰³⁾ Robert Rönsch, „Ergebnisse der Parteien lassen sich zum Teil mit unterschiedlicher Wahlbeteiligung erklären“, 1. März 2025. MDR website <<https://www.mdr.de/wissen/psychologie-sozialwissenschaften/zusammenhang-wahlergebnisse-wahlbeteiligung-bundestagswahl-100.html>>

⁽¹⁰⁴⁾ Alina Hanss, „Über 80 Prozent: Warum die Wahlbeteiligung diesmal so hoch war“, 24. Februar 2025. BR24 website <<https://www.br.de/nachrichten/deutschland-welt/bundestagswahl-wahlbeteiligung-warum-so-viele-gewahlt-haben,UdeQtc6>>

⁽¹⁰⁵⁾ „Höchste Wahlbeteiligung seit 38 Jahren“, 24. Februar 2025. ZDF website <<https://www.zdf.de/nachrichten/politik/deutschland/wahlbeteiligung-bundestagswahl-2025-bundeswahlleiterin-100.html>>

⁽¹⁰⁶⁾ „AfD mobilisiert viele Nichtwähler:innen“, 24. Februar 2025. taz website <<https://taz.de/Waehlerwanderung-zur-Bundestagswahl/!6071318/>>

⁽¹⁰⁷⁾ AfD に投票した者のうち 84% は、AfD は右派ではなく、政治的に中道だと考えている。Dietmar Neuerer, „Das Geheimnis des AfD-Erfolgs“, *Handelsblatt*, 25. Februar 2025.

⁽¹⁰⁸⁾ Robert Lüdecke, „Mehr Stimmen, Mehr Hass: was sich aus der Bundestagswahl lernen lässt“, 24. Februar 2025. Amadeu Antonio Stiftung website <<https://www.amadeu-antonio-stiftung.de/analyse-was-sich-aus-der-bundestagswahl-lernen-laesst-133075/>>

⁽¹⁰⁹⁾ „Schlechtestes Ergebnis seit 138 Jahren“, 23. Februar 2025. Bayerische Staatszeitung website <<https://www.bayerische-staatszeitung.de/staatszeitung/politik/detailansicht-politik/artikel/default-c9bb470679.html>> なお、当時の政党名はドイツ社会主義労働者党 (Sozialistische Arbeiterpartei Deutschlands) であり、1890 年に改称して現在の名称になった。

⁽¹¹⁰⁾ ほかに、シュレスヴィヒ・ホルシュタイン州の少数民族政党 SSW (Südschleswigscher Wählerverband. 南シュレスヴィヒ選挙人同盟) が 0.2% の得票で 1 議席を得た。少数民族政党には 5% の阻止条項が適用されないこととされている (連邦選挙法第 4 条第 2 項第 3 文)。

州の州議会選挙で得票を伸ばしたため⁽¹¹¹⁾注目されていたが、今回の総選挙では第2票の得票が4.98%であり、議席配分の対象から外れた。基本議席条項の仕組みが適用された政党はなかった。

2023年の選挙法改正時には、野党のCSUと左派党が、基本議席条項のない阻止条項は自らに不利であると訴えていたが、両党とも5%以上を獲得することができた。特に左派党は、適正な家賃や、生計費の値上りを抑制すること等を掲げ⁽¹¹²⁾、SNSで効果的に若者に訴えかけた⁽¹¹³⁾。その結果、18～24歳の若者が投票したのは左派党が26%で最も多く⁽¹¹⁴⁾、特にベルリン等の都市部の若い女性から多くの支持を得たとされる⁽¹¹⁵⁾。

最終的に連邦議会は、阻止条項によって議席を配分されなかった政党（第2票の得票率で合計13.7%）を除いて構成される。その結果、連邦議会の政党別構成比は表2のとおりとなり、新しい連邦議会は3月25日に招集された。4月9日、CDU、CSU及びSPDの3党は連立政権を組むことに合意して連立協定⁽¹¹⁶⁾を発表し、

表1 ドイツ連邦議会総選挙における第2票の政党別得票率
(単位：%)

	2025年	2021年
SPD	16.4	25.7
CDU	22.6	19.0
緑の党	11.6	14.7
FDP	4.3	11.4
AfD	20.8	10.4
CSU	6.0	5.2
左派党	8.8	4.9
SSW ^(注1)	0.2	0.1
BSW ^(注2)	4.98	-
その他	4.4	8.6

(注1) 南シュレスヴィヒ選挙人同盟 (Südschleswigscher Wählerverband) は、シュレスヴィヒ・ホルシュタイン州の少数民族政党である。

(注2) ザーラ・ヴァーゲンクネヒト同盟 (Bündnis Sahra Wagenknecht) は、2024年1月に左派党から分離して結党された政党である。

(出典) „Bundestagswahl 2025.“ Bundeswahlleiterin website <<https://www.bundeswahlleiterin.de/bundestagswahlen/2025/ergebnisse/bund-99.html>>; „Bundestagswahl 2021.“ *ibid.* <<https://www.bundeswahlleiterin.de/bundestagswahlen/2021/ergebnisse/bund-99.html>> を基に筆者作成。

表2 ドイツ連邦議会の政党別構成比 (第21議会期)

	議席数	割合 (%)
CDU/CSU	208	33.2
AfD	152	24.1
SPD	120	19.0
緑の党	85	13.5
左派党	64	10.2
SSW	1	0.1
合計	630	

(出典) „Bundestagswahl 2025.“ Bundeswahlleiterin website <<https://www.bundeswahlleiterin.de/bundestagswahlen/2025/ergebnisse/bund-99.html>> を基に筆者作成。

(111) 2024年9月1日に行われたテューリンゲン州議会選挙では、BSWはSPD(6.1%)を上回る15.8%を獲得し、CDU及びSPDと共に連立政権に参加している。„Thüringen Landtagswahl 2024.“ tagesschau website <<https://www.tagesschau.de/wahl/archiv/2024-09-01-LT-DE-TH/index.shtml>> 同日に行われたザクセン州議会選挙では、BSWは11.8%を得票した。„Sachsen Landtagswahl 2024.“ *ibid.* <<https://www.tagesschau.de/wahl/archiv/2024-09-01-LT-DE-SN/index.shtml>> また、同月22日に行われたブランデンブルク州議会選挙では、BSWはCDU(12.1%)を上回る13.5%を獲得し、SPDと共に連立政権に参加している。„Brandenburg Landtagswahl 2024.“ *ibid.* <<https://www.tagesschau.de/wahl/archiv/2024-09-22-LT-DE-BB/index.shtml>>

(112) „Die Linke: Mitgliederboom gibt Rückenwind im Endspurt.“ 20. Februar 2025. Deutschlandfunk website <<https://www.deutschlandfunk.de/linke-bundestagswahl-2025-100.html>>

(113) Kerstin Palzer. „Ein unerwarteter Freudentaumel.“ 24. Februar 2025. tagesschau website <<https://www.tagesschau.de/inland/bundestagswahl/linke-wahlerfolg-reichinnek-100.html>>

(114) „Punktet bei Jungwählern.“ *Handelsblatt*, 25. Februar 2025. 次に若者から支持を得たのはAfD(21%)であった。

(115) Palzer, *op.cit.*(113)

(116) „Verantwortung für Deutschland Koalitionsvertrag zwischen CDU, CSU und SPD: 21. Legislaturperiode.“ SPD website <https://www.spd.de/fileadmin/Dokumente/Koalitionsvertrag2025_bf.pdf>

5月6日の連邦議会でCDUのメルツ党首が連邦首相に選出された⁽¹¹⁷⁾。連邦議会における3党の議席占有率は、約52%である。

第2票の結果としては、特に旧東ドイツ地域でAfDの勢力伸長が著しく、ベルリンを除く5州で得票率が30%を超えた。特にテューリンゲン州は38.6%、ザクセン州は37.3%、ザクセン・アンハルト州は37.1%と、40%近くになっている⁽¹¹⁸⁾。

3 第1票の結果

299の小選挙区で最多得票をした候補者は、SPD45人、CDU143人、CSU47人、緑の党12人、AfD46人、左派党6人であった⁽¹¹⁹⁾。そのうち23人（CDU15人、AfD4人、CSU3人、SPD1人）が、政党の第2票の得票率が不足していたために議席が配分されない結果となった⁽¹²⁰⁾。特にバーデン・ヴュルテンベルク州（38小選挙区）では、6人の最多得票者（全てCDU所属）に議席が配分されないこととなった⁽¹²¹⁾。また、各党の接戦となった大都市の激戦区の候補者は得票率が低くなるため、都市部の候補者に不利であったとの指摘がある⁽¹²²⁾。

このような結果について、政治学者のデッカー（Frank Decker）氏は、小選挙区の最多得票者に議席が配分されないのは直感的におかしい感じがあるが、慣れの問題とコメントしている⁽¹²³⁾。反対に、小選挙区の最多得票者に議席が配分されないことは、当該小選挙区の選挙人に不公平感を醸成するので良くないとの批判もある⁽¹²⁴⁾。

おわりに

2023年改正法で定められた新選挙制度は、従来と同じ比例代表制を原則とし、各政党の第2票の得票率に応じて議席が配分される。この新制度については、最も「公平で公正な選挙法」であるとの評価もある⁽¹²⁵⁾。しかし、議員の数を定数に抑えるために、小選挙区の最多得票者

(117) „Friedrich Merz mit 325 Stimmen zum Bundeskanzler gewählt.“ Deutscher Bundestag website <<https://www.bundestag.de/dokumente/textarchiv/2025/kw19-de-kanzlerwahl-1062470>>

(118) „Bundestagswahl 2025.“ Bundeswahlleiterin website <<https://www.bundeswahlleiterin.de/bundestagswahlen/2025/ergebnisse/bund-99.html>>

(119) „Wo die Parteien ihre Hochburgen haben.“ 23. Februar 2025. tagesschau website <<https://www.tagesschau.de/inland/bundestagswahl/wahlkreisergebnisse-karte-bundestagswahl-2025-100.html>>; Luisa Billmeyer et al., „So haben die Wahlkreise gestimmt.“ 24. Februar 2025. ZDF website <<https://www.zdf.de/nachrichten/politik/deutschland/bundestagswahl-2025-ergebnis-deutschland-100.html>> ベルリンを除く旧東ドイツ地域の5州（合わせて48の小選挙区）では、左派党が最多得票した2つの小選挙区を除き、全ての小選挙区でAfDの候補者が最多得票した。

(120) „Neues Wahlrecht zieht Folgen und politische Diskussionen nach sich.“ 26. Februar 2025. Deutschlandfunk website <<https://www.deutschlandfunk.de/wahlrechtsreform-bundestagswahl-auswirkungen-100.html>>; „Darmstadt und Tübingen sind jetzt vollverwaist.“ *Der Spiegel*, 79(10), 1. März 2025, S. 28.

(121) Christian Susanka, „Zoff um neues Wahlrecht: Wenn siegreiche Direktkandidaten nicht in den Bundestag einziehen.“ 7. März 2025. SWR website <<https://www.swr.de/swraktuell/baden-wuerttemberg/neues-wahlrecht-als-undemokratisch-kritisiert-100.html>>

(122) Antje von Ungern-Sternberg, „Wahlkreissieger ohne Bundestagssitz? Auswirkungen der Zweitstimmendeckung und Reformoptionen.“ 26. Februar 2025. Verfassungsblog website <<https://verfassungsblog.de/wahlkreissieger-ohne-bundestagssitz/>>

(123) „Neues Wahlrecht zieht Folgen und politische Diskussionen nach sich.“ *op.cit.*(120)

(124) Pitt von Bebenburg, „Missglückte Reform.“ *Frankfurter Rundschau*, 26. Februar 2025.

(125) Heinrich Lang und Bernd Grzeszick, „Warum die Wahlrechtsreform das Vertrauen der Bürger erschüttert.“ 5. März 2025. Spiegel website <<https://www.spiegel.de/politik/deutschland/wahlrecht-warum-die-reform-das-vertrauen-der-buerger-erschuettert-a-a6e265c3-6c23-4e66-bb14-cba92949dc8d>> 政治学者ベーンケ（Joachim Behnke）氏の評価。

連邦選挙法はそう遠くないうちに再改正される見込みであり、これは

制度が廃止されたことをどのように評価すべきかが問題となる。

てきた⁽¹²⁸⁾。このとき、各選挙区は、小選挙区選挙の結果で当

べている（IV章2参照）。

えられる。

(わたなべ ふくこ)

(27) 前揭注(69)參照。

(128) Schreiber et al., *op.cit.*(7). S. 113ff.

別紙

連邦選挙法（抄）

第1章 選挙制度（抄）

第1条 ドイツ連邦議会の組織及び選挙権の原則

- (1) ドイツ連邦議会は、630人の議員をもって組織する。議員は、普通、直接、自由、平等及び秘密の選挙において、選挙権を有するドイツ人が選挙する。
- (2) ドイツ連邦議会総選挙には、比例代表制の原則を適用する。各選挙人は、選挙区候補者推薦届出書 [Kreiswahlvorschläge] に基づく選挙のための第1票と、選挙への参加を許可された政党がその候補者を記載した州候補者推薦届出書 [Landeswahlvorschläge] (州名簿) に基づく選挙のための第2票の2票を有する。
- (3) 州名簿が得た議席について当選人を決定するときは、第6条の規定に従い、299の選挙区の選挙区候補者推薦届出書に基づく選挙により決定した候補者を優先 [的に当選人と] する。各州において、各政党の候補者で当該各州の選挙区で第1票の最多数を得たものについて当該各政党が得る議席数は、当該各政党が得た第2票に応じた議席数の範囲内とする (第2票相当議席割当て)。
- (4) 政党に所属しない候補者は、この法律が定める要件に従って、選挙区選挙に立候補することができる。

第2条 選挙執行地域の編成（略）

第3条 選挙区画委員会及び選挙区の区画（略）

第4条 政党に対する議席配分の原則

- (1) 議員定数 (第1条第1項) は、比例代表制の原則に従って、最初に選挙執行地域 (Wahlgebiet)⁽¹⁾ 全体において政党に配分し、次に各政党の州名簿に配分する。議員定数から、第6条第2項の規定により当選人とされた選挙区候補者 (Wahlkreisbewerber) の数を減じる。
- (2) 政党間の議席配分は、選挙執行地域において政党の州名簿に投じられた第2票の数に比例して、第5条の規定により行われる (上位配分)。この場合においては、次に掲げる票及び政党は考慮されない。
 1. 第6条第2項の規定により当選人となった候補者に第1票を投じた選挙人の第2票
 2. 選挙執行地域における第2票の得票が有効投票総数の5%未満の政党第2文第2号の規定は、少数民族政党が届け出た名簿には適用しない。
- (3) 各政党については、第2項の規定により当該政党に割り当てられた議席が、州名簿に投じられた第2票の数に比例して、第5条の規定により当該政党の [各] 州名簿に配分される (下位配分)。
- (4) [前項までの] 議席の配分において、考慮しなければならない全ての政党の第2票の総数の半数を超えて得票した政党が、議席の半数を超えて配分を受けなかった場合には、当該政

* 別紙・連邦選挙法（抄）は、Bundeswahlgesetz in der Fassung der Bekanntmachung vom 23. Juli 1993 (BGBl. I S. 1288, 1594), das zuletzt durch Artikel 1 des Gesetzes vom 7. März 2024 (BGBl. 2024 I Nr. 91) geändert worden ist. Gesetze im Internet website <<https://www.gesetze-im-internet.de/bwahlg/BWahlG.pdf>> を筆者において訳出したものである。[] は、訳者補記である。

(1) 選挙執行地域とは、ドイツ連邦共和国の領域である (第2条第1項)。

党に議席の半数を超える 1 議席が割り当てられるまで、当該政党に更なる議席が配分される。そのような場合には、総議席数（第 1 条第 1 項）は、差分だけ増加する。

第 5 条 議席配分の計算

- (1) 上位配分を行うために、選挙執行地域において考慮される第 2 票の数を、第 2 項の規定により決定される配分基数で除し、商は第 3 項の規定により四捨五入する。下位配分を行うためには、各政党について、その州名簿に投じられた第 2 票の数を、第 2 項の規定により決定される配分基数で除し、商は第 3 項の規定により四捨五入する。
- (2) 配分基数は、全ての配分可能な議席が配分されるように決定する。配分基数の決定のために、基礎となる票数の合計を配分可能な議席数で除する。この配分基数により配分可能な議席を超える議席が全体として配分される場合には、改めての配分の際に配分可能な議席数となるように配分基数を引き上げなければならない、[配分可能な議席よりも] 少ない議席が政党に配分される場合には、配分基数を同様に引き下げなければならない。
- (3) 第 1 項の規定による計算における商は、0.5 に満たない余りは直下の整数に切り下げ、0.5 を超える余りは直上の整数に切り上げるように四捨五入される。0.5 に等しい余りは、配分可能な議席数と一致するように切り下げ又は切り上げられ、複数の議席配分が可能な状況が生じた場合には、連邦選挙長が引くくじで決定する。

第 6 条 候補者への議席割当て

- (1) 政党の選挙区候補者（第 20 条第 2 項）は、第 1 票の最多数を得た場合であっても、第 2 票相当議席割当ての手續（第 4 文）において議席が割り当てられたときに [限り]、連邦議会議員 [選挙] の当選人となる。各州においては、政党の選挙区候補者で第 1 票の最多数を得たものは、第 1 票得票率の高いものから順に当選人となる。第 1 票得票率は、候補者の第 1 票の得票数を当該選挙区における第 1 票の有効投票総数で除して算出する。第 4 条第 3 項の規定により政党の州名簿に配分された議席は、第 2 文に規定する順位に従って、選挙区候補者に割り当てる（第 2 票相当議席割当ての手續）。
- (2) 第 20 条第 3 項の規定により推薦の届出のあった候補者⁽²⁾であって、第 1 票の最多数を得たものは、連邦議会選挙区選出議員 [選挙] の当選人となる。
- (3) [当選人を定めるに当たり] 得票数又は第 1 票得票率が同じである場合には、くじで決定する。一選挙区の候補者相互間 [の当選人決定]（第 1 項第 1 文、第 2 項）は選挙区選挙長が、第 2 票相当議席割当ての手續における候補者相互間 [の当選人決定]（第 1 項第 4 文）は連邦選挙長がくじを引く。
- (4) [州] 名簿登載者は、第 2 票相当議席割当ての手續の後に残った州名簿の議席割当て（第 4 条第 3 項）があるときは、配分は州名簿の [登載] 順位に従い、連邦議会議員 [選挙] の当選人とする。第 1 項第 1 文の規定により当選人とされた候補者は、州名簿登載者でないものとみなす。候補者の数を超える議席が州名簿に割り当てられた場合には、当該議席は、当選人がいまいまとする。

以下略

(2) 第 20 条第 3 項の規定により推薦の届出のあった候補者とは、無所属の候補者である。





ウィキペディア
フリー百科事典

1995年ケベック独立住民投票

出典: フリー百科事典『ウィキペディア (Wikipedia)』

1995年ケベック独立住民投票（せんきゅうひゃくきゅうじゅうごねんケベックどくりつじゅうみんとうひょう、フランス語: **Référendum de 1995 au Québec**）は、**1995年10月30日**に実施された、カナダからのケベック州独立の是非を問う住民投票である。**独立賛成が49.42%、独立反対が50.58%**で、ケベック州が独立国となることは否決された。

世論調査によれば、独立反対派優位で推移する中、投票日の2週間ほど前に形勢が逆転、独立賛成派優勢のまま投票日を迎えたが、わずかの差で独立反対派が上回る結果となった^[1]。

脚注

- 田中理 (2014年9月15日). “コラム：スコットランドは残留か、ケベック事例にヒント＝田中理氏” (<https://jp.reuters.com/article/mos-tViewedNews/idJPKBN0HA02E20140915/>). ロイター. 2014年9月21日閲覧。

関連項目

- ケベック独立運動**

1995年ケベック独立住民投票 Référendum de 1995 au Québec

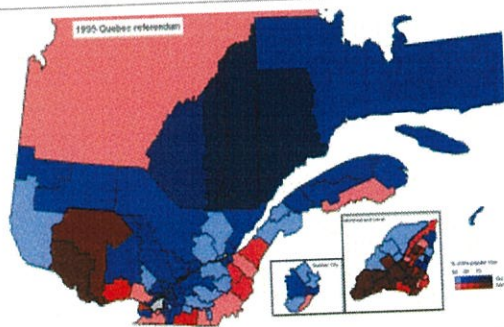
カナダからのケベック州独立の賛否
ケベックの将来に関する法案と1995年6月12日に署名された協定の範囲内で、新しい経済的および政治的パートナーシップをカナダに正式に申し出た後、ケベックが主権国家になることに同意しますか？

開催地 カナダ、ケベック州

開催日 1995年10月30日

	得票数	得票率
✓ 賛成	2,308,360	49.42%
✗ 反対	2,362,648	50.58%
有効投票数	4,671,008	98.18%
無効票・白票数	86,501	1.82%
投票総数	4,757,509	100.00%
登録有権者/投票率	5,087,009	93.52%

州内地区毎の投票結果別の結果



赤系色は独立反対票優位、青系色は賛成票優位。色の濃さは比率の高さを示す。
(囲み図の左はケベック市、右はモントリオール・ラヴァル都市圏)

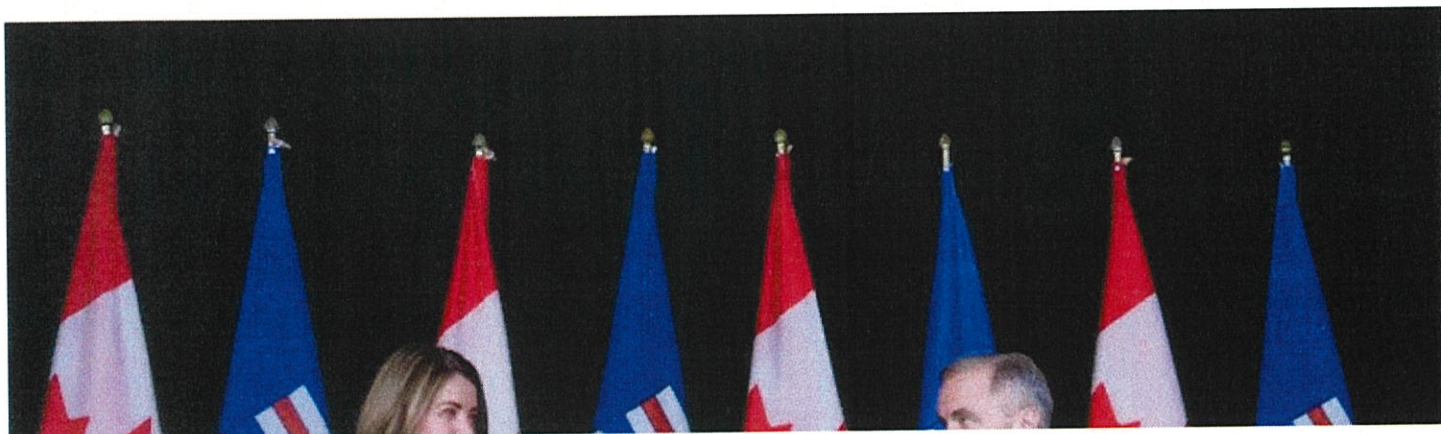
「<https://ja.wikipedia.org/w/index.php?title=1995年ケベック独立住民投票&oldid=109853752>」から取得

加アルバータ州、分離独立問題巡り10月に住民投票 法的拘束力なし

Amanda Stephenson

2026年5月22日 午後 12:03 GMT+9 · 2026年5月22日更新

Aa



カナダのカーニー首相は5月15日、 アルバータ州のスミス首相と会談した REUTERS/Todd Korol

[カルガリー 21日 ロイター] - 石油資源が豊富なカナダ・アルバータ州のダニエル・スミス州首相は21日、カナダからの分離独立問題に関する法的拘束力のない住民投票を10月に実施すると発表した。これは象徴的な動きだが、カーニー首相にとっては大きな政治的試練となる可能性がある。

スミス氏の話では、住民投票が直ちに分離独立を引き起こすわけではない。ただ将来的に独立に関する法的拘束力のある住民投票を実施するために憲法上必要とされる法的手続きを、

州政府が開始すべきかどうかを住民に問うものになるという。

テレビ放送された演説でスミス氏は「今こそ投票を行い、この問題に関するアルバータ州民の意思を理解し、前へ進む時だ」と語り、この「感情的かつ重要な」議論をこれ以上長引かせることはもはや有益ではないと訴えた。

連邦政府はどのように対応するかを明らかにしていない。10月に投票が行われれば、カナダの歴史においてケベック州以外の州が分離独立の是非を公に問う初めてのケースとなる。

広告 - スクロール後に記事が続きます

カーニー氏が今後数カ月で米国の関税問題や米国・メキシコ・カナダ貿易協定（USMCA）の再交渉に取り組み、カナダ国内の結束を導こうとしている中で、今回の発表はアルバータ州内だけでなくカナダ全土に分断をもたらす恐れもある。

世論調査ではアルバータ州分離独立への支持が一貫して州の有権者の約3分の1にとどまっている。それでも数カ月にわたって住民投票の実施を求める運動を展開してきた分離独立派の声を受けて、こうした発表が行われた。

国家の統一という問題は、1995年にケベック州で独立が僅差で否決された住民投票以来、カナダにおいて極めてデリケートな問題となっている。

その投票後に連邦政府は、いかなる州が提案する住民投票の文言についても連邦議会が最終的な決定権を持ち、連邦政府が独立交渉を開始する前に満たされるべき条件を定める法律を可決した。

私たちの行動規範：[トムソン・ロイター「信頼の原則」](#) 

関連トピック

自然災害

フィードバック

わが国の選挙制度改革とアダムズ方式 —議席配分の観点から—

一森 哲男 *

* 大阪工業大学情報科学部情報システム学科

概要. 最近の選挙制度改革の議論のなかでアダムズ方式が脚光を浴びている。この方式は人口に比例した議席配分を与え、1票の格差を小さくすると言われているが、実際のところ、わが国ではどのような配分方式であるかはあまり知られていない。そこで、これに関連すると思われる日本の参議院議員や衆議院議員の議席配分、フランスやカナダの下院議員の議席配分にアダムズ方式を使用してみた結果を検討する。

On Electoral Reforms in Japan And the Adams Method —From the Viewpoint of Apportionment—

Tetsuo Ichimori*

*Department of Information Systems, Osaka Institute of Technology

Abstract. Adams' method of apportionment has burst into the spotlight in the recent electoral reforms in Japan. The media tells that it can give the distribution of seats in a legislature, based proportionally on the population of electoral districts, in addition, reducing the disparity of one vote value. As a matter of fact, the method is not well known in our country. Under the Adams method, therefore, we allocate legislative seats in several countries, specifically, in Japan, France and Canada, and then we examine the results of seat allocations carefully.

1. はじめに

最近の選挙制度改革の議論の中に出てくるキーワードはアダムズ方式である。多くの人々にとって、これは聞きなれない言葉であるが、実は議席を配分するための方法・方式のことである。わが国では、アダムズ方式は人口に比例した議席配分を行う、あるいは、1票の格差を小さくするとマスコミは謳っているが、アダムズの母国アメリカでの評価はだいぶ違うようである。アダムズがこの方法を提案した1832年には、議会で審議されたものの、決して賛同を得ることができなかった。当時採用されていたジェファソン方式が人口の多い州に極めて有利な議席配分をすると激しい批判を浴びていたにもかかわらず、アダムズが提案した方式はその欠点を修正するどころか、それと正反対に、人口の少ない州に極めて有利な議席配分をすると判断された [1]。

合衆国判例集 503 U.S. 442 (1992) によれば、この認識は現代のアメリカでも共有され

ており、アダムズ方式が近い未来のうちに採用される可能性は少ないと思われる。一方、わが国を含め他の国々では、このような共通認識はなさそうである。アダムズ方式は、現在、フランス下院議員の県への議席配分で使われており [6]、カナダ下院議員の州への議席配分でも、アダムズ方式に似たものが使用されている (カナダ法典 2011 年法律第 26 号)。わが国では、2016 年 5 月に制定された「衆議院議員選挙区画定審議会設置法及び公職選挙法の一部を改正する法律」により、アダムズ方式が 2020 年度の国勢調査後に、小選挙区選出衆議院議員の 47 都道府県への議席配分および比例代表選出衆議院議員の 11 ブロックへの議席配分で使用されることになった。既に、参議院議員の 45 選挙区への議席配分では、「公職選挙法第十四条別表第三」には、アダムズ方式を使用した配分結果が与えられている。

そこで、本論文では、アダムズ方式に関連する (i) わが国の参議院議員の選挙区への議席配分、(ii) 小選挙区選出衆議院議員の都道府県への議席配分、(iii) 比例代表選出衆議院議員のブロックへの議席配分、(iv) フランス下院議員の県への議席配分、(v) カナダ下院議員の州への議席配分を考察し、アメリカにおいて定まったアダムズ方式の評価とわが国のマスコミによる評価を検討する。

2. 除数方式

ここでは、アダムズ方式を含む除数方式とよばれる配分方式 (のクラス) を簡単に説明する。便宜上、本章では、議席を受け取る地域 (フランスの県、カナダの州、日本の都道府県や選挙区など) を州と一般化して呼ぶ。また、配分すべき議席の総数を議員定数という。最初に記号を定める。非負の整数の集合を $\mathbb{Z}_0$ 、正の整数の集合を $\mathbb{Z}_+$ 、州の数を $s \geq 2$ 、議員定数を $h \geq s$ 、州 i の人口を $p_i > 0$ 、州 i に配分される議席数を $a_i \in \mathbb{Z}_+$ とする。丸め関数 $d(k)$ は $\mathbb{Z}_0$ を定義域に持ち、 $k \in \mathbb{Z}_0$ に関して狭義増加で、不等式 $k \leq d(k) \leq k+1$ を満たす。ただし、 $d(0) = 0$ とする。

正の実数 $x > 0$ に対して、丸め記号 $[x]$ はつぎのように定義される^{*1}: $d(k-1) < x < d(k)$ ならば $[x] = k$ ($k \in \mathbb{Z}_+$)、 $x = d(k)$ ならば $[x]$ は k または $k+1$ ($k \in \mathbb{Z}_+$) に等しい。また、 $[x]$ は床関数、すなわち、 x 以下の最大の整数を表わし、 $\lceil x \rceil$ は天井関数、すなわち、 x 以上の最小の整数を表わす。

丸め関数 $d(k)$ に基づく除数方式とは、等式

$$(2.1) \quad \sum_{i=1}^s [p_i/\lambda] = h$$

を満たす実数 $\lambda = \lambda_d < +\infty$ および整数 $[p_i/\lambda_d]$ の値に対して、州 i に $a_i = [p_i/\lambda_d]$ 議席を与える配分方式である。本論文では、議員定数 h は州の数 s 以上としているので、各州に

^{*1} 床関数を意味するガウスの記号とは異なる。

少なくとも 1 議席は配分される。式 (2.1) の中の p_i/λ の λ はもちろん除数であるが、以下では、除数と言え、この λ を意味する。

丸め関数を具体的に定めると、除数方式は特定の名前で呼ばれることが多い。例えば、任意の $k \in \mathbb{Z}_+$ に対し、 $d(k) = k$ だとアダムズ方式、 $d(k) = k + 1$ だとジェファソン方式と呼ばれる。2 整数 k と $k + 1$ の平均はすべて丸め関数となりうる。例えば、算術平均 $d(k) = k + 1/2$ だとウェブスター方式、幾何平均 $d(k) = \sqrt{k(k+1)}$ だとヒル方式と呼ばれる。だから、 $p_i/\lambda_d \geq 1$ のとき、 p_i/λ_d の小数部の処理に関して、アダムズ方式は小数部を切り上げ、ジェファソン方式は切り捨て、ウェブスター方式は四捨五入する。

配分方式はさまざまな時代や国々で独自に考案されてきたものが多いので、同一の配分方式が異なる名前で呼ばれることも多い。例えば、わが国では、ジェファソン方式はドント方式と呼ばれ、ウェブスター方式はサン＝ラグ方式と呼ばれている。

最後に、この分野ではよく使われる取り分^{*1}を定義する。州 i の取り分 q_i とは

$$(2.2) \quad q_i = h \times \frac{p_i}{\sum_{k=1}^s p_k}$$

のことである。式 (2.2) の右辺の分母は、すべての州の人口の総和である。だから、取り分は完全に人口比例配分したときの州の受け取る議席の理想値（実数値）を表している。さらに、州全体の集合の部分集合 $X \subseteq \{1, \dots, s\}$ に対しても、取り分 $q(X)$ と配分議席数 $a(X)$ を定義し、それぞれを

$$(2.3) \quad q(X) = \sum_{k \in X} q_k, \quad a(X) = \sum_{k \in X} a_k$$

とする。取り分は人口に完全に比例しているので、配分議席数が人口に比例しているかどうかの判定は、配分議席数が取り分に比例しているかどうかを調べてもよい。

3. 公正な配分方式

アメリカ合衆国憲法の第 1 条では、連邦の下院議員の議席を州の人口に比例して配分すると規定している。さらに、10 年ごとに人口を調査し、その結果に従って議席を再配分するように定めている。ただし、人口が少ない州にも最低 1 議席は保障される。この議席配分のため、アメリカでは 1790 年という古い時代から国勢調査を実施し、10 年ごとに下院議員の議席を再配分している。しかしながら、この議席の再配分は毎回、議会で激しい議論を引き起こし、議席再配分はあまり順調にはいかなかった。

一般的に言って、人口ベクトル $\mathbf{p} = (p_1, \dots, p_s)$ に比例するように議席の配分ベクトル $\mathbf{a} = (a_1, \dots, a_s)$ を定めることは不可能である。つまり、人口に比例して議席を配分する文脈での比例とは、従来の比例とは異なる概念であることが分かる。一般には、この人口比

^{*1} 取り分の英語は quota であるが、いくつかの文献では quota が商 p_i/λ の意味でも用いられているので注意が必要である。

例の概念で、議席を配分する方法・方式は少なくとも除数方式でなければならないと広く考えられている。最大の理由は、この方式だけがアラバマ・パラドックスや人口パラドックスと呼ばれる奇妙な現象を避けるからである。

これらのパラドックスを説明する前に、2つの配分方式、最大剰余方式とラウンズ方式について説明する。わが国では、最大剰余方式は比較的よく知られており、戦後から地域に議席を配分するときに用いられてきた。他方のラウンズ方式はほとんど知られていないにもかかわらず、衆議院の選挙制度改革の議論の中で急浮上してきた配分方式である。1822年に、当時のジェファソン方式に代わるものとして、ラウンズ自身が米議会で提案したものであるが、人口の少ない州に有利な議席配分をすると判断され採用されなかった。ここでは、説明を簡単にするためすべての取り分は $q_i \geq 1$ と仮定する。ある閾値 $0 \leq \theta < 1$ に対して、取り分の端数、つまり、 $q_i - [q_i]$ がこの閾値 θ より大きければ、州 i に与えられる議席数を $a_i = [q_i]$ とし、 $q_i - [q_i] < \theta$ ならば、州 i に与えられる議席数を $a_i = [q_i]$ とする。さらに、 $q_i - [q_i] = \theta$ ならば、州 i に与えられる議席数 a_i を $[q_i]$ または $[q_i]$ とする。閾値 θ および配分議席数 a_i ($1 \leq i \leq s$) の値が $\sum_{i=1}^s a_i = h$ を満たすとき、 $(a_1, \dots, a_s)$ は最大剰余方式の配分になる。ラウンズ方式は上記の取り分の切り上げ・切り捨ての判定式の左辺 $q_i - [q_i]$ を $q_i/[q_i] - 1$ に取り換えたものである。取り分 q_i とその整数部 $[q_i]$ の差（絶対差）を比率（相対差）に変えたので、取り分の切り上げ・切り捨ての判定が人口の少ない州に有利に働くのは明らかである。

つぎに、上記の2つのパラドックスについて説明する。1880年の国勢調査後、最大剰余方式を用いて、議員定数299の議席を配分すると、アラバマ州には8議席が配分された。議員定数を300に増加させると、同州には7議席しか配分されなかった。そのため、この「パイが大きくなったのに分け前が減る」現象をアラバマ・パラドックスと呼ぶようになった。もう1つの人口パラドックスは説明が難しい。連続する2回の国勢調査による人口変化率を各州で調べてみる。2回とも、議員定数や用いる配分方式は同じと仮定する。これら2回の議席配分を比較したとき、相手州よりも自州のほうが人口増加率が高いのに、自州の議席が相手州に奪われたならば、この現象を人口パラドックスと言う。

どのような配分方式でも、アラバマ・パラドックスは議員定数を変化させなければ発生しないが、人口を変化させないことは不可能なので、人口パラドックスはそうはいかない。除数方式はこれらのパラドックスを避けることができるが、最大剰余方式やラウンズ方式はこれらのパラドックスを避けることができない。最大剰余方式を用いて、これらのパラドックスを発生させる簡単な数値例を示す。ここでは、人口、取り分、配分をベクトルで表示する。いま、3州からなる国を考える。その人口を $(532, 333, 135)$ 、議員定数を10とすると、取り分は $(5.32, 3.33, 1.35)$ となり、最大剰余方式の与える議席配分は $(5, 3, 2)$ となる。議員定数を1増加し11議席にすると取り分も1割増加し $(5.852, 3.663, 1.485)$ となり、新しい配分は $(6, 4, 1)$ と変化する。このとき、州3でアラバマ・パラドックスが生じている。つぎに、人口を $(12,705, 6,900, 1,495)$ 、議員定数を21とすると、取り分は $(12.645, 6.867, 1.488)$ となり、最大剰余方式の与える議席配分は $(13, 7, 1)$ となる。人口を

(14,500, 6,905, 1,490) と変化させると、取り分は (13.3, 6.333, 1.367) となり、新しい配分は (13, 6, 2) と変化する。人口の変化前後で 5 人が州 3 から州 2 に移動しているが、1 議席が逆に州 2 から州 3 に移動している。これら 2 つの州間で人口パラドックスが生じている。パラドックスの詳細は文献 [1, 7] に与えられている。越山^{*1} は最大剰余方式のアラバマ・パラドックスの高頻度性をわが国の人口を用いて明らかにしている [5]。

除数方式と呼ばれる配分方式は無限に存在するため、さらに、つぎの 2 つの性質を持つ除数方式が好ましいとされている。最初の性質は、議席配分 $(a_1, \dots, a_s)$ が取り分制約と呼ばれる不等式

$$\lfloor q_i \rfloor \leq a_i \leq \lceil q_i \rceil \quad \forall i \in \{1, \dots, s\}$$

を満足することである。明らかに、最大剰余方式やラウンズ方式は取り分制約を満たすが、これらは除数方式ではない。実は、いかなる除数方式も取り分制約を満たさないことが判明している。そうではあるものの、ウェブスター方式やヒル方式は、ほぼ常に、取り分制約を満たすことが知られている [1]。さらに、取り分が 1 より大きな州のみに議席を配分すると仮定しても、この性質は変わらない [4]。

2 番目の性質は、偏りである。任意の州の部分集合 X に対して、式 (2.3) で定義した取り分 $q(X)$ と配分議席数 $a(X)$ を比べてみる。ウィルコックス [8, 9] は部分集合として、人口の多い州のグループと人口の少ない州のグループを定めて、それぞれのグループ X に対し、取り分 $q(X)$ と配分議席数 $a(X)$ を比較検討した。配分方式により、人口の多い州のグループに有利になるように議席を配分する傾向のあるものもあれば、人口の少ない州のグループに有利になるように議席を配分する傾向のあるものもある。一般に、このような傾向を配分方式の偏りと呼んでいる。偏りの小さい配分方式は好ましいと言える。

以上のことから、人口に比例して議席を配分をする公正な配分方式とは、除数方式のクラスに属し、取り分制約に違反する可能性が極めて低く、さらに、偏りも極めて小さいものと考えられている。アメリカではヒル方式がそれに該当すると考えられている [2, 3]。

4. 参議院議席配分

参議院議員の定数は現在 242 で、選挙区選出議員数が 146、比例区選出議員数が残り 96 である。議席配分の対象となるのは前者の 146 議席であるが、定数の半分が 3 年ごとに改選されるため、実質、73 議席の 45 選挙区への配分となる。以前は、73 議席を 47 都道府県に配分していたが、公職選挙法が改正され、鳥取県選挙区と島根県選挙区が合区し、徳島県選挙区と高知県選挙区が合区した。その結果、選挙区数が 45 に減少した。

この章では、参議院議員の議席配分を考えることにより、配分方式の比例性を調べるためには、ある程度の人口を有する選挙区を対象にすべきことと、1 票の格差の観点から議席を配分することは人口比例の観点から議席を配分することとは異なることを主張する。

^{*1} 越山は、わが国で、はじめて 1 票の価値の不平等状態の違憲性を法廷で争った。

参議院議員の 73 議席をアダムズ方式を用いて 45 選挙区へ配分した結果を Table 1 と Table 2 に分けて示す。使用した人口の値は 2010 年度の国勢調査の確定値である。アダムズ方式の配分結果は 45 選挙区の現行定数に一致する。

これらの表で一番目につくのは、人口の少ない選挙区では、人口と議席数が全く比例しないことである。その理由は簡単である。例えば、取り分が 1 より小さな、人口の少ない選挙区を考えてみると、これらの選挙区にも 1 議席が配分されるため、選挙区に配分される議席数は人口に比例しなくなる。よって、本論文では、取り分が 1 を超える選挙区のみを対象にして、配分方式の比例性を判断する^{*1}。最初に、取り分が 1 より小さい鹿児島県から福井県までの 22 選挙区に 1 議席ずつ配分する。つぎに、残りの 51 議席の、東京都から熊本県までの 23 選挙区への配分を考える。配分の前に、各選挙区の取り分を計算し直してみると、Table 3 に示しているように、Table 1 では 1 より大きかった三重県と熊本県の取り分が 1 より小さくなる (Table 3 の Quota1 のカラム)。そこで、この両県に 1 議席を配分し、残り 49 議席の、東京都から岡山県までの 21 選挙区への配分を考える。しかし、今度は岡山県の取り分が 1 より小さくなる (Table 3 の Quota2 のカラム)。そこで、岡山県にも 1 議席を与え、残り 48 議席の、東京都から栃木県までの 20 選挙区への配分を考える。今度は東京都から栃木県までのすべての選挙区の取り分が 1 より大きくなる (Table 3 の Quota3 のカラム)。

アダムズ方式 (A)、ヒル方式 (H)、ウェブスター方式 (W)、ジェファソン方式 (J) を使って、東京都から栃木県までの 20 選挙区に、48 議席を配分してみると Table 4 が得られる。これらの 4 つの除数方式はすべて取り分制約を満たしていることがわかる。

つぎに、これらの配分方式の偏りについて議論する。選挙区の取り分の和がほぼ等しくなるように、20 選挙区全体を以下のように 3 分割する。東京都と神奈川県および大阪府で大規模グループを構成し、愛知県から北海道までを中規模グループ、残りの福岡県から栃木県までを小規模グループと定義する。大・中・小規模グループの取り分は、順に、15.65, 16.08, 16.27 となる。これらの取り分の値を考えると、大規模グループに 15 議席か 16 議席、中規模グループに 15 議席か 16 議席または 17 議席、小規模グループに 16 議席か 17 議席を与える配分が妥当と思われる。実際、大・中・小規模グループへ、順に、アダムズ方式は 14, 16, 18 議席を配分し、ヒル方式は 15, 17, 16 議席、ウェブスター方式は 16, 17, 15 議席を配分し、ジェファソン方式は 17, 17, 14 議席を配分する。この点から判断すると、アダムズ方式は大規模グループに不利かつ小規模グループに有利な配分を与え、ヒル方式は妥当な配分を与える。さらに、ウェブスター方式は小規模グループに不利な配分、ジェファソン方式は大規模グループに有利かつ小規模グループに不利な配分を与えている (Table 5)。

つぎに、アダムズ方式は 1 票の格差を小さくすると言われることについて、議論したい。アダムズ方式、ヒル方式、ウェブスター方式、ジェファソン方式の 4 方式を用いて、

^{*1} 取り分の値が 1 より小さい州を比例性の判断から除外することは、文献 [2, 8, 9] などで行われている。

Table 1. Apportionment under Adams' Method, Upper House, Japan.

Prefecture	Population	Quota	Appt.
Tokyo	13,159,388	7.50	6
Kanagawa	9,048,331	5.16	4
Osaka	8,865,245	5.05	4
Aichi	7,410,719	4.22	4
Saitama	7,194,556	4.10	3
Chiba	6,216,289	3.54	3
Hyogo	5,588,133	3.19	3
Hokkaido	5,506,419	3.14	3
Fukuoka	5,071,968	2.89	3
Shizuoka	3,765,007	2.15	2
Ibaraki	2,969,770	1.69	2
Hiroshima	2,860,750	1.63	2
Kyoto	2,636,092	1.50	2
Niigata	2,374,450	1.35	1
Miyagi	2,348,165	1.34	1
Nagano	2,152,449	1.23	1
Gifu	2,080,773	1.19	1
Fukushima	2,029,064	1.16	1
Gunma	2,008,068	1.14	1
Tochigi	2,007,683	1.14	1
Okayama	1,945,276	1.11	1
Mie	1,854,724	1.06	1
Kumamoto	1,817,426	1.04	1
Kagoshima	1,706,242	0.97	1
Tokushima · Kochi	1,549,947	0.88	1
Yamaguchi	1,451,338	0.83	1
Ehime	1,431,493	0.82	1
Nagasaki	1,426,779	0.81	1
Shiga	1,410,777	0.80	1
Nara	1,400,728	0.80	1
Okinawa	1,392,818	0.79	1
Aomori	1,373,339	0.78	1
Iwate	1,330,147	0.76	1

Table 2. Apportionment under Adams' Method, Upper House, Japan.

Prefecture	Population	Quota	Appt.
Shimane・Tottori	1,306,064	0.74	1
Oita	1,196,529	0.68	1
Ishikawa	1,169,788	0.67	1
Yamagata	1,168,924	0.67	1
Miyazaki	1,135,233	0.65	1
Toyama	1,093,247	0.62	1
Akita	1,085,997	0.62	1
Wakayama	1,002,198	0.57	1
Kagawa	995,842	0.57	1
Yamanashi	863,075	0.49	1
Saga	849,788	0.48	1
Fukui	806,314	0.46	1

選挙区選出参議院議員の 73 議席を全 45 選挙区へ配分してみる。各配分方式による全 45 選挙区の配分結果は、東京都から栃木県までの 20 選挙区に関しては、Table 4 の配分結果に一致し、残り 25 選挙区の配分議席数はすべて 1 となる。この議席配分の結果から、参議院選挙区の 1 議席当たり人口^{*1}を計算することができる。このとき、どの配分方式でも、選挙区の 1 議席当たり人口の最小値は、1 議席が配分される選挙区の中で人口が最小の福井県選挙区（人口 806,314 人）で実現している。一方、1 議席当たり人口の最大値はさまざまな選挙区で実現している。具体的には、アダムズ方式では埼玉県選挙区（1 議席当たり人口 2,398,185 人）、ヒル方式では広島県選挙区（1 議席当たり人口 2,860,750 人）、ウェブスターとジェファソン方式では茨城県選挙区（1 議席当たり人口 2,969,770 人）で実現している。各配分方式に対して、最小値が共通しているので、1 票の格差が小さくなるのは、1 議席当たり人口の最大値が小さいときである。すなわち、アダムズ方式が格差を小さくする（Table 6）。

一般に、アダムズ方式の配分は 1 議席当たり人口 p_i/a_i ($1 \leq i \leq s$) の値の最大値を最小にする [1] ことは判明しているので、上記の場合のように 1 議席当たり人口の最小値を共有する場合、アダムズ方式が 1 票の格差^{*2}

$$(4.1) \quad \frac{\max_{1 \leq i \leq s} p_i/a_i}{\min_{1 \leq j \leq s} p_j/a_j}$$

^{*1} 慣例に従い、整数値で表示する。

^{*2} わが国では慣例的に、1 票の格差は式 (4.1) を意味するが、格差をこの比率に限定すること自体が不自然と思われる。

Table 3. Three Quotas, Upper House, Japan.

Prefecture	Quota1	Quota2	Quota3
Tokyo	6.78	6.63	6.63
Kanagawa	4.66	4.56	4.56
Osaka	4.57	4.47	4.47
Aichi	3.82	3.73	3.73
Saitama	3.71	3.63	3.62
Chiba	3.20	3.13	3.13
Hyogo	2.88	2.82	2.81
Hokkaido	2.84	2.77	2.77
Fukuoka	2.61	2.56	2.55
Shizuoka	1.94	1.90	1.90
Ibaraki	1.53	1.50	1.50
Hiroshima	1.47	1.44	1.44
Kyoto	1.36	1.33	1.33
Niigata	1.22	1.20	1.20
Miyagi	1.21	1.18	1.18
Nagano	1.11	1.08	1.08
Gifu	1.07	1.05	1.05
Fukushima	1.05	1.02	1.02
Gunma	1.03	1.01	1.01
Tochigi	1.03	1.01	1.01
Okayama	1.00	0.98	N.A.
Mie	0.96	N.A.	N.A.
Kumamoto	0.94	N.A.	N.A.

を最小にする。往々に、どこの国にも人口の極端に少ない地域があり、どの配分方式を使っても、しばしば、そこで1議席当たり人口の最小値が実現する。そのため、このような条件下では、アダムズ方式が1票の格差を最小にする可能性が高い。

しかしながら、アダムズ方式が常に1票の格差を最小にするわけではない。例えば、3州からなる国を考える。人口は(28,759, 1,735, 1,522)とする (Table 7)。議員定数を39としたとき、除数を $\lambda = 850$ に選ぶと、商は(33.83, 2.04, 1.79)となり、アダムズ方式の配分は(34, 3, 2)となる (Aのカラム)。1議席当たり人口を整数値で求めると(846, 578, 761)となり (P/Aのカラム)、1票の格差は846/578倍、つまり、1.46倍となる。しかし、配分を(35, 2, 2)と変更し (Xのカラム)、1議席当たり人口を整数値で求めると(822, 868, 761)

Table 4. Seat Allocations under Four Methods of Apportionment, Upper House, Japan.

Prefecture	Quota	A	H	W	J
Tokyo	6.63	6	7	7	7
Kanagawa	4.56	4	4	5	5
Osaka	4.47	4	4	4	5
Aichi	3.73	4	4	4	4
Saitama	3.62	3	4	4	4
Chiba	3.13	3	3	3	3
Hyogo	2.81	3	3	3	3
Hokkaido	2.77	3	3	3	3
Fukuoka	2.55	3	3	3	2
Shizuoka	1.90	2	2	2	2
Ibaraki	1.50	2	2	1	1
Hiroshima	1.44	2	1	1	1
Kyoto	1.33	2	1	1	1
Niigata	1.20	1	1	1	1
Miyagi	1.18	1	1	1	1
Nagano	1.08	1	1	1	1
Gifu	1.05	1	1	1	1
Fukushima	1.02	1	1	1	1
Gunma	1.01	1	1	1	1
Tochigi	1.01	1	1	1	1

Table 5. Total Numbers of Seats Given to Large, Middle and Small Prefectures, Upper House, Japan.

Group	Quota	A	H	W	J
Large	15.65	14	15	16	17
Middle	16.08	16	17	17	17
Small	16.27	18	16	15	14

Table 6. Persons per Seat, Upper House, Japan.

	Adams	Hill	Webster	Jefferson
max	2,398,185	2,860,750	2,969,770	2,969,770
min	806,314	806,314	806,314	806,314
ratio	2.97	3.55	3.68	3.68

となるので (P/X のカラム), 1 票の格差は 868/761 倍, つまり, 1.14 倍と減少する.

Table 7. Ratio Minimization.

Population	Quotient	A	P/A	X	P/X
28,759	33.83	34	846	35	822
1,735	2.04	3	578	2	868
1,522	1.79	2	761	2	761
Ratio			1.46		1.14

また, 1 票の格差を最小にするように議席を配分*¹すると, Table 8 に示しているようにアラバマ・パラドックスが発生する. 人口は Table 7 と同じであるが, 議員定数を 116 とし, 117 に増加させると, 最初の州の配分議席数が 105 から 104 に減少する. この表の中で, J と A のカラムはどちらも配分を表し, P/J と P/A のカラムはどちらも 1 議席当たり人口を表している.

1 票の格差を小さくする議席配分方式は好ましいと考えられるが, これを追求しすぎると, アラバマ・パラドックスが発生する. すなわち, 格差最小と人口比例は異なる概念であり, 格差を最小にする配分方式は除数方式ではなく, 人口比例した議席配分を与えない.

Table 8. The Alabama Paradox under the Ratio Minimization Method.

Population	J	P/J	A	P/A
	$h = 116$		$h = 117$	
28,759	105	274	104	277
1,735	6	289	7	248
1,522	5	304	6	254

*¹ ある程度の試行錯誤で見える.

5. 衆議院議席配分

今度は衆議院の議席配分を考える．最初に，小選挙区選出議員の議席配分を考え，その後，比例代表選出議員の議席配分を考える．2016年5月に衆議院議員選挙区画定審議会設置法及び公職選挙法の一部を改正する法律が成立し，公布された結果，小選挙区選出議員の定数は289に削減された．そこで，ここでは，289議席を47都道府県に配分することにする．人口は2010年度の国勢調査の確定値を用いる．47都道府県を人口順に並べ，取り分を計算する．最小人口の鳥取県の実取り分は1.33で1を超えている．だから，事前に1議席を配分する都道府県は存在しない．アダムズ方式，ヒル方式，ウェブスター方式，ジェファソン方式の4方式で議席を配分する．その結果をTable 9およびTable 10にまとめる．

取り分制約に関して，ヒル方式とウェブスター方式は47都道府県すべてで制約を満たしているが，アダムズ方式は東京都，神奈川県，大阪府で違反しており，ジェファソン方式は東京都，神奈川県，愛知県で違反している．

以前と同じように，配分方式の偏りを調べるために，都道府県の実取り分の和がほぼ等しくなるように，47都道府県全体を以下のように3分割する．東京都から埼玉県までを大規模グループ，千葉県から新潟県までを中規模グループ，残りの宮城県から鳥取県までを小規模グループと定義する．大・中・小規模グループの実取り分は，順に，103.09, 83.48, 102.44となる．埼玉県を中規模グループではなく大規模グループに入れたため，少し，大規模グループの実取り分の値が289議席の3分の1を超えた．そのため，小規模グループの実取り分の値をこれに近づけた．この実取り分の値から判断すると，大規模グループに計102議席，103議席，104議席，中規模グループに83議席か84議席，小規模グループに102議席か103議席を与える配分が妥当と思われる．実際，大・中・小規模グループへ，順に，アダムズ方式は98, 81, 110議席を配分し，ヒル方式は103, 82, 104議席，ウェブスター方式は103, 83, 103議席を配分し，ジェファソン方式は110, 87, 92議席を配分する．だから，アダムズ方式は大・中規模グループに不利な配分を与え，小規模グループにかなり有利な配分を与える．ヒル方式は中規模グループに不利な配分を与え，小規模グループに有利な配分を与える．ウェブスター方式は妥当な配分を与え，ジェファソン方式は大・中規模グループに有利かつ小規模グループにかなり不利な配分を与えている (Table 11)．

比例代表選出衆議院議員の定数も今後4議席削減され176議席と改正されるため，ここでは，176議席の11ブロック (選挙区) への配分を考える．Table 12に4方式による配分結果を与えている．すべてのブロックで取り分制約を満たしている．

配分方式の偏りを調べるが，九州ブロックの実取り分が20.06であり，4方式の配分値がすべて20議席となっているので，大規模グループとして近畿ブロックから東海ブロックまで，小規模グループとして北関東ブロックから四国ブロックまでと定義する．大規模グループの実取り分は71.66であり，小規模グループの実取り分は84.28となっている．大規模

Table 9. Seat Allocations under Four Methods of Apportionment, Lower SMDs, Japan.

Prefecture	Population	Quota	A	H	W	J
Tokyo	13,159,388	29.70	28	30	30	32
Kanagawa	9,048,331	20.42	19	20	20	22
Osaka	8,865,245	20.01	19	20	20	21
Aichi	7,410,719	16.73	16	17	17	18
Saitama	7,194,556	16.24	16	16	16	17
Chiba	6,216,289	14.03	14	14	14	15
Hyogo	5,588,133	12.61	12	13	13	13
Hokkaido	5,506,419	12.43	12	12	12	13
Fukuoka	5,071,968	11.45	11	11	11	12
Shizuoka	3,765,007	8.50	8	8	9	9
Ibaraki	2,969,770	6.70	7	7	7	7
Hiroshima	2,860,750	6.46	6	6	6	7
Kyoto	2,636,092	5.95	6	6	6	6
Niigata	2,374,450	5.36	5	5	5	5
Miyagi	2,348,165	5.30	5	5	5	5
Nagano	2,152,449	4.86	5	5	5	5
Gifu	2,080,773	4.70	5	5	5	5
Fukushima	2,029,064	4.58	5	5	5	4
Gunma	2,008,068	4.53	5	5	5	4
Tochigi	2,007,683	4.53	5	5	5	4
Okayama	1,945,276	4.39	5	4	4	4
Mie	1,854,724	4.19	4	4	4	4
Kumamotoa	1,817,426	4.10	4	4	4	4
Kagoshima	1,706,242	3.85	4	4	4	4

グループには 71 議席か 72 議席を配分するのが妥当であり、小規模グループには 84 議席か 85 議席を配分するのが妥当である。ウェブスター方式とヒル方式は同一の配分を与えているが、その配分は妥当である。それに引き替え、アダムズ方式は大規模グループに不利に、小規模グループに有利になる配分結果を与えている。逆に、ジェファソン方式は大規模グループに有利に、小規模グループに不利になる配分結果を与えている (Table 13)。

アダムズ方式の配分結果を別な言い方で表現すると、近畿ブロックから東京ブロックまで上位 6 ブロックでは、その取り分の値の小数部を切り捨てた値の議席が配分され、残り、下位 5 ブロックでは、すべてその取り分の値の小数部を切り上げた値の議席が配分さ

Table 10. Seat Allocations under Four Methods of Apportionment, Lower SMDs, Japan.

Prefecture	Population	Quota	A	H	W	J
Yamaguchi	1,451,338	3.28	4	3	3	3
Ehime	1,431,493	3.23	3	3	3	3
Nagasaki	1,426,779	3.22	3	3	3	3
Shiga	1,410,777	3.18	3	3	3	3
Nara	1,400,728	3.16	3	3	3	3
Okinawa	1,392,818	3.14	3	3	3	3
Aomori	1,373,339	3.10	3	3	3	3
Iwate	1,330,147	3.00	3	3	3	3
Oita	1,196,529	2.70	3	3	3	2
Ishikawa	1,169,788	2.64	3	3	3	2
Yamagata	1,168,924	2.64	3	3	3	2
Miyazaki	1,135,233	2.56	3	3	3	2
Toyama	1,093,247	2.47	3	3	2	2
Akita	1,085,997	2.45	3	2	2	2
Wakayama	1,002,198	2.26	3	2	2	2
Kagawa	995,842	2.25	3	2	2	2
Yamanashi	863,075	1.95	2	2	2	2
Saga	849,788	1.92	2	2	2	2
Fukui	806,314	1.82	2	2	2	1
Tokushima	785,491	1.77	2	2	2	1
Kochi	764,456	1.73	2	2	2	1
Shimane	717,397	1.62	2	2	2	1
Tottori	588,667	1.33	2	1	1	1

Table 11. Total Numbers of Seats Given to Large, Middle and Small Prefectures, Lower SMDs, Japan.

Group	Quota	A	H	W	J
Large	103.09	98	103	103	110
Middle	83.48	81	82	83	87
Small	102.44	110	104	103	92

Table 12. Apportionments under Four Methods among Eleven Proportional Representation Blocks, Japan.

Block	Population	Quota	A	H	W	J
Kinki	20,903,173	28.73	28	29	29	29
Minamikanto	16,127,695	22.17	22	22	22	23
Tokai	15,111,223	20.77	20	21	21	21
Kyushu	14,596,783	20.06	20	20	20	20
Kitakanto	14,180,077	19.49	19	20	20	20
Tokyo	13,159,388	18.09	18	18	18	18
Tohoku	9,335,636	12.83	13	13	13	13
Hokurikushinetsu	7,596,248	10.44	11	10	10	10
Ghugoku	7,563,428	10.40	11	10	10	10
Hokkaido	5,506,419	7.57	8	8	8	7
Shikoku	3,977,282	5.47	6	5	5	5

Table 13. Total Numbers of Seats Given to Large and Small Blocks, Lower PR, Japan.

Group	Quota	A	H	W	J
Large	71.66	70	72	72	73
Small	84.28	86	84	84	83

れている。明らかに、人口の多い地域の方が不利になっている。

6. フランス下院議席配分

この章では、フランスの下院（国民議会）議員の議席配分を考える。文献 [6] によれば、以前は各県に 2 議席を保障していたが、2009 年以降、そのような 2 議席の保障はなくなっている。1985 年の下院議員の議席配分は、各県に 2 議席を保障する条件付きで、100 県に対し 570 議席をアダムズ方式を用いて行われた。このときに使われた人口は 1982 年度の国勢調査人口である。しかしながら、2009 年に憲法院（憲法裁判所に相当）により、違憲と判断され、各県の 2 議席の保障はなくなった。そのため、同年の下院議員の議席配分は、100 県に対し 556 議席をアダムズ方式を用いて行われた^{*1}。このとき、議員定数 577 のうち、21 議席は海外準県（8 議席）、特別共同体（2 議席）および在外選挙区（11 議席）に割当てられた。使われた人口は 2006 年度の人口である。最小人口のクルーズ (Creuse) 県とロゼール (Lozère) 県の取り分はそれぞれ 0.99 と 0.62 となっている。つまり、どちらの県の取り分も 1 より小さくなっている。配分方式の比例性を調べるために、両県を除外する。どの配分方式も 1 議席は両県に保障するので、以下、残り 554 議席を 98 県に配分して配分方式の比例性を調べる。アダムズ方式 (A)、ヒル方式 (H)、ウェブスター方式 (W)、ジェファソン方式 (J) で議席を配分した結果を Table 14 から Table 16 に分けて掲載する。アダムズ方式の配分結果が当時の（そして、2016 年現在の）各県に割り振られた議席数である。

取り分制約に関して、やはり、ヒル方式とウェブスター方式はどの県においても違反していないが、アダムズ方式はノール (Nord) 県、パリ (Paris) 県、ブーシュ＝デュ＝ローヌ (Bouches-du-Rhône) 県、セーヌ＝サン＝ドニ (Seine-Saint-Denis) 県で違反し、ジェファソン方式はノール県でのみ違反している。

つぎに、配分方式の偏りを調べる。98 県を人口の多い順に並べ、以前と同じように、全体を各グループの取り分の値が等しくなるように、3 グループに分ける。ノール県からロワール＝アトランティック (Loire Atlantique) 県までを大規模グループ、エソンヌ (Essonne) 県からシャラント＝マリタイム (Charente-Maritime) 県までを中規模グループ、ヴァンデ (Vendée) 県からオート＝アルプ (Hautes-Alpes) 県までを小規模グループとする。3 グループの取り分は順に 181.84, 189.19, 182.96 となる。3 グループに対し、順に、アダムズ方式は 172, 185, 197 議席を配分し、ヒル方式は 180, 187, 187 議席を配分する。また、ウェブスター方式は 181, 188, 185 議席を配分する。ジェファソン方式は 190, 195, 169 議席を配分する (Table 17)。アダムズ方式は人口の少ない県にかなり有利な、そして、人口の多い県には不利な、大きな偏りを持ち、逆に、ジェファソン方式は人口の少ない県にかなり不利な、そして、人口の多い県には有利な、大きな偏りを持つ。一方、ヒル方式やウェブスター方式にはそのような大きな偏りは見られないが、ヒル方式よ

^{*1} 2011 年に定数 2 のマヨットが準県から県になったので、今後は 101 県間で 558 議席の配分となる。

Table 14. Allocations of 554 deputies of National Assembly of France under Four Methods, 2009.

Department	Population	Quota	A	H	W	J
Nord	2,565,257	22.56	21	22	23	24
Paris	2,181,371	19.19	18	19	19	20
Bouches-du-Rhône	1,937,405	17.04	16	17	17	18
Rhône	1,669,655	14.69	14	15	15	15
Hauts-de-Seine	1,536,100	13.51	13	13	13	14
Seine-Saint-Denis	1,491,970	13.12	12	13	13	14
Pas-de-Calais	1,453,387	12.78	12	13	13	13
Yvelines	1,395,804	12.28	12	12	12	13
Gironde	1,393,758	12.26	12	12	12	13
Val-de-Marne	1,298,340	11.42	11	11	11	12
Seine-et-Marne	1,273,488	11.20	11	11	11	12
Seine-Maritime	1,243,834	10.94	10	11	11	11
Loire-Atlantique	1,234,085	10.85	10	11	11	11
Essonne	1,198,273	10.54	10	10	11	11
Haute-Garonne	1,186,330	10.43	10	10	10	11
Isère	1,169,491	10.29	10	10	10	11
Val-d'Oise	1,157,052	10.18	10	10	10	11
Bas-Rhin	1,079,016	9.49	9	9	9	10
Alpes-Maritimes	1,073,184	9.44	9	9	9	10
Moselle	1,036,776	9.12	9	9	9	9
Hérault	1,001,041	8.80	9	9	9	9
Var	985,099	8.66	8	9	9	9
Ille-et-Vilaine	945,851	8.32	8	8	8	9
Finistère	883,001	7.77	8	8	8	8
Oise	792,975	6.97	7	7	7	7
Réunion	781,962	6.88	7	7	7	7
Maine-et-Loire	766,659	6.74	7	7	7	7
Loire	741,269	6.52	6	7	7	7
Haut-Rhin	736,477	6.48	6	6	6	7
Meurthe-et-Moselle	725,302	6.38	6	6	6	6
Haute-Savoie	696,255	6.12	6	6	6	6
Morbihan	694,821	6.11	6	6	6	6
Gard	683,169	6.01	6	6	6	6

Table 15. Allocations of 554 deputies of National Assembly of France under Four Methods, 2009.

Department	Population	Quota	A	H	W	J
Calvados	671,351	5.90	6	6	6	6
Loiret	645,325	5.68	6	6	6	6
Pyrénées-Atlantiques	636,849	5.60	6	6	6	6
Puy-de-Dôme	623,463	5.48	5	5	5	5
Charente-Maritime	598,915	5.27	5	5	5	5
Vendée	597,185	5.25	5	5	5	5
Indre-et-Loire	580,312	5.10	5	5	5	5
Côtes-d'Armor	570,861	5.02	5	5	5	5
Eure	567,221	4.99	5	5	5	5
Ain	566,740	4.98	5	5	5	5
Marne	565,841	4.98	5	5	5	5
Somme	564,319	4.96	5	5	5	5
Sarthe	553,484	4.87	5	5	5	5
Saône-et-Loire	549,361	4.83	5	5	5	5
Aisne	537,061	4.72	5	5	5	5
Vaucluse	534,291	4.70	5	5	5	5
Côte-d'Or	517,168	4.55	5	5	5	4
Doubs	516,157	4.54	5	5	5	4
Manche	492,563	4.33	4	4	4	4
Drôme	468,608	4.12	4	4	4	4
Pyrénées-Orientales	432,112	3.80	4	4	4	4
Eure-et-Loir	421,114	3.70	4	4	4	4
Vienne	418,460	3.68	4	4	4	3
Dordogne	404,052	3.55	4	4	4	3
Savoie	403,090	3.55	4	4	4	3
Guadeloupe	400,736	3.52	4	4	4	3
Martinique	397,732	3.50	4	4	3	3
Vosges	379,975	3.34	4	3	3	3
Haute-Vienne	367,156	3.23	3	3	3	3
Tarn	365,335	3.21	3	3	3	3
Landes	362,827	3.19	3	3	3	3
Deux-Sèvres	359,711	3.16	3	3	3	3
Charente	347,037	3.05	3	3	3	3

Table 16. Allocations of 554 deputies of National Assembly of France under Four Methods, 2009.

Department	Population	Quota	A	H	W	J
Allier	343,309	3.02	3	3	3	3
Aude	341,022	3.00	3	3	3	3
Yonne	340,088	2.99	3	3	3	3
Loir-et-Cher	325,182	2.86	3	3	3	3
Lot-et-Garonne	322,292	2.83	3	3	3	3
Cher	314,675	2.77	3	3	3	2
Ardèche	306,238	2.69	3	3	3	2
Aube	299,704	2.64	3	3	3	2
Mayenne	299,000	2.63	3	3	3	2
Orne	292,879	2.58	3	3	3	2
Ardennes	285,653	2.51	3	3	3	2
Aveyron	273,377	2.40	3	2	2	2
Jura	257,399	2.26	3	2	2	2
Corrèze	240,363	2.11	2	2	2	2
Haute-Saône	235,867	2.07	2	2	2	2
Indre	232,959	2.05	2	2	2	2
Hautes-Pyrénées	227,736	2.00	2	2	2	2
Tarn-et-Garonne	226,849	2.00	2	2	2	2
Nièvre	222,220	1.95	2	2	2	2
Haute-Loire	219,484	1.93	2	2	2	2
Guyane	205,954	1.81	2	2	2	1
Meuse	193,696	1.70	2	2	2	1
Haute-Marne	187,652	1.65	2	2	2	1
Gers	181,375	1.60	2	2	2	1
Lot	169,531	1.49	2	2	1	1
Haute-Corse	158,400	1.39	2	1	1	1
Alpes-de-Haute-Provence	154,501	1.36	2	1	1	1
Cantal	149,682	1.32	2	1	1	1
Ariège	146,289	1.29	2	1	1	1
Territoire de Belfort	141,201	1.24	2	1	1	1
Corse-du-Sud	135,718	1.19	2	1	1	1
Hautes-Alpes	130,752	1.15	2	1	1	1

りもウェブスター方式の方が偏りは小さい。

Table 17. Total Numbers of Seats given to Large, Middle and Small Departments, National Assembly, France.

Group	Quota	A	H	W	J
Large	181.84	172	180	181	190
Middle	189.19	185	187	188	195
Small	182.96	197	187	185	169

7. カナダ下院議席配分

カナダの連邦法の公正代表法（カナダ法典 2011 年法律第 26 号）によれば，カナダの下院（庶民院）では，アメリカと同じく 10 年ごとの国勢調査後に議席配分が改定される。このとき，以下の方法で 335 議席を 10 州に配分している。この 335 議席は事前に定まった議員定数ではなく，配分後に定まる各州の配分議席数の総和である。現在のカナダの配分方式による，2011 年度人口を用いた議席配分結果^{*1}を Table 18 に与える。州は人口の多い順に並べている。この 335 議席以外にユーコン準州，ノースウェスト準州，ヌナブト準州にそれぞれ 1 議席ずつ配分し，計 338 議席がカナダ下院議員の定数となっている。

最初に，現在の議席配分を決定している配分方式の偏りを調べてみる。州の取り分の和がほぼ同じになるように 10 州全体を 3 分割することは難しい。州の数も少ないこともあり，さらに，アルバータ州の人口とマニトバ州の人口との落差が大きいこともあるので，ここでは全体を 2 つのグループに分ける。オンタリオ州からアルバータ州までの 4 つの州で大規模グループを構成し，残りのマニトバ州からプリンスエドワードアイランド州までを小規模グループとする。大規模グループの取り分は 289.52 で，そこに計 275 議席を配分している。一方の小規模グループの取り分は 45.48 で，そこに計 60 議席を配分している。すなわち，カナダの現在の議席配分方式は非常に大きな偏りを有し，人口の多い州にはかなり不利な，そして，人口の少ない州には極めて有利な議席配分を与えている。

つぎに，カナダの現在の配分方式を述べてみる。最初に除数を定める。2011 年の議席配分の法律では，除数を 111,166 と定めている。この値は毎回改定される。具体的には，10 州の人口増加率（10 年前と比べて何倍になったか）の平均を求め，前回の除数の値にこれに乗じて求めている。

1. 各州の人口をこの除数で割り，その商の値の小数点以下の端数を切り上げて，正の整数に丸める。その数の議席を各州に与える。（この部分がアダムズ方式に似て

^{*1} 当然，2016 年現在のカナダ下院議員の議席配分である。

Table 18. Allocations of 335 Members of the House of Commons of Canada, 2011.

Province	Population	Quota	Apportionment
Ontario	13,372,996	130.34	121
Quebec	7,979,663	77.77	78
British Columbia	4,573,321	44.57	42
Alberta	3,779,353	36.84	34
Manitoba	1,250,574	12.19	14
Saskatchewan	1,057,884	10.31	14
Nova Scotia	945,437	9.21	11
New Brunswick	755,455	7.36	10
Newfoundland and Labrador	510,578	4.98	7
Prince Edward Island	145,855	1.42	4

いると言われる所以である。)

2. 各州に下記の議席数を保障する。オンタリオ州からプリンスエドワードアイランド州まで、人口の多い順に、103, 75, 34, 26, 14, 14, 11, 10, 7, 4 議席とする。(これは長い配分の歴史の中で定まったものである。) 上記配分規則第 1 項で与えられた議席がこの保証数に届いていなければ適宜議席が州に追加される(この結果、2011 年度の配分では、この時点で、各州に、121, 75, 42, 34, 14, 14, 11, 10, 7, 4 議席が順に配分される。)
3. 以下の配分規則第 4 項で定められた条件を満たす州すべてに対して、必要な議席を追加する。追加対象の州それぞれに対して、議席占有率が人口占有率以上になるように最小の議席を追加する。(配分規則第 2 項が適用された時点で、ケベック州の議席占有率は 75/332 つまり 22.6%、人口占有率は 7,979,663/34,371,116 つまり 23.2% となっている。ケベック州のみに 3 議席を追加すると、議席占有率は 78/335 つまり 23.3% に増加し、同州の人口占有率をわずかに超える。)
4. 前回(10 年前)の議席配分結果と人口に対して、その時の議席占有率が人口占有率以上となっていた州にだけ、上記の配分規則第 3 項を適用する。(上記の配分規則第 2 項で定まった議席配分に対して、議席占有率が人口占有率よりも大きい州がこの項の条件を満たしても、配分規則第 3 項で、追加議席を受け取れないので、2011 年度の配分では、ケベック州だけに議席が追加される。)

上記の、実際のカナダの配分方式の結果とも比較するために、以前と同じように、この時の人口に対して、アダムズ方式、ヒル方式、ウェブスター方式、ジェファソン方式を用いて議席を配分した結果を Table 19 に与える。Table 18 より、取り分がすべて 1 より大きいので、比例性を調べるとき、除外する州はない。

Table 19. Seat Allocations under Four Methods of Apportionment, House of Commons, Canada, 2011.

Province	Quota	A	H	W	J
Ontario	130.34	129	130	131	131
Quebec	77.77	77	78	78	78
British Columbia	44.57	44	45	45	45
Alberta	36.84	37	37	37	37
Manitoba	12.19	12	12	12	12
Saskatchewan	10.31	11	10	10	10
Nova Scotia	9.21	10	9	9	9
New Brunswick	7.36	8	7	7	7
Newfoundland and Labrador	4.98	5	5	5	5
Prince Edward Island	1.42	2	2	1	1

取り分制約に関しては、アダムズ方式がオンタリオ州でのみ違反をしているが、他の3つの配分方式には違反はない。

偏りに関しては、アダムズ方式は大規模グループに対し少し不利、小規模グループに対し少し有利となる配分を与える。ウェブスター方式とジェファソン方式は同一の配分結果を与え、大規模グループに少し有利で小規模グループに不利となっている。ヒル方式はどちらのグループにも妥当な配分を与えている (Table 20)。この表の中の Canada と表示したカラムは法律で定められたカナダの配分方式の結果を示している。カナダの配分方式がいかに大きな偏りを持っているかが再確認できる。

Table 20. Total Numbers of Seats Given to Large and Small Provinces, House of Commons, Canada, 2011.

Group	Quota	Canada	A	H	W	J
Large	289.52	275	287	290	291	291
Small	45.48	60	48	45	44	44

8. おわりに

本論文では、5つのタイプの現実の議席配分問題を扱った (Table 21)。それぞれのタイプの問題に対し、アダムズ方式を含む4つの議席配分方式を用いた議席の配分結果を求めた。アダムズ方式は、5タイプの問題すべてで、取り分制約に違反するわけではない

が、4方式の中では違反回数が一番多い。さらに、偏りに関しても、アダムズ方式はつねに人口の少ない州に有利な偏りを持っている。ジェファソン方式も人口の多い州に有利となる偏りを持っているが、その偏りの大きさはアダムズ方式のそれよりいくぶん小さい。一方、ヒル方式とウェブスター方式にはそのような偏りが見いだせなかった。また、1票の格差の点に関しても、人口が極端に少ない州があり、そこに1議席を配分するために、アダムズ方式がしばしば1票の格差を小さくするだけで、配分方式そのものの性質ではない。

アダムズ方式を使用するのであれば、例えば、比例代表選出衆議院議員の議席配分のように、選挙区（ブロック）の数が少なく、選挙区間に極端な人口差がないことが好ましい。そうであれば、取り分制約は満たされやすく、人口の少ない選挙区が有利となる偏りは小さくなる。一方、小選挙区選出衆議院議員の議席配分のように、都道府県間に大きな人口差があり、都道府県の数が多いと、アダムズ方式は人口の多い都道府県で取り分制約を満たさず、かつ、人口の少ない都道府県に有利な偏りを与えるようである。フランスの下院議員の議席配分やアメリカの下院議員の議席配分に対してもアダムズ方式は同様の傾向を持つ。

さらに、本論文では、議席配分の前に、重要なことがあることを指摘した。つまり、参議院議員の選挙区への議席配分では、あまりにも取り分の小さな選挙区が多すぎて、人口比例配分を阻害している。だから、人口に比例して議席を配分するのであれば、すべての選挙区の取り分が1より大きくなるようにすべきである。

このことは、比例代表制での政党間の議席配分にも適用ができる。すなわち、取り分の値が1より小さな、得票の少ない政党は議席配分の対象とせず、1より大きな政党間だけで全議席を配分する。さらに、ヒル方式かウェブスター方式を用いて、政党間で議席を配分すれば、現在、わが国で使われているドント方式（ジェファソン方式）による議席配分よりも比例性の高い（偏りの少ない）配分が得られるはずである*1。

Table 21. Quota Rule Violation and Bias in favor of the Small—Adams' Method.

Country	Type	s	h	the quota rule	bias for the small
Japan	(i)	20	48	satisfies	medium
	(ii)	47	289	violates	large
	(iii)	11	176	satisfies	small
France	(iv)	98	554	violates	large
Canada	(v)	10	335	violates	small

*1 比例代表制では、政党を州、政党の得票数を州の人口と置き換える。

参考文献

- [1] Balinski, M. L. and Young, H. P., Fair Representation, Yale University Press, New Haven, 1982 (訳書：越山 康, 一森 哲男 (訳), 公正な代表制, 千倉書房, 東京, 1987, 2nd ed., Brookings Institution Press, Washington D.C., 2001).
- [2] Ernst L. R., Apportionment methods for the House of Representatives and the court challenges, *Management Science*, **40** (1994), 1207–1227.
- [3] Huntington, E., The apportionment of representatives in Congress, *Transactions of the American Mathematical Society*, **30** (1928), 85–110.
- [4] Ichimori, T., New apportionment methods and their quota property, *JSIAM Letters*, **2** (2010), 33–36.
- [5] 越山 康, 新制度下における衆議院議員選挙の議席配分について, *選挙研究*, **10** (1995), 3–15.
- [6] 佐藤令, 諸外国における選挙区割りの見直し, *調査と情報*, 782 号 (2013), 1–14.
- [7] 薩摩 順吉, 大石 進一, 杉原 正顯 (編), 応用数理ハンドブック, 朝倉書店, 東京, 2013.
- [8] Willcox, W., The apportionment problem and the size of the House: A return to Webster, *Cornell Law Quarterly*, **35** (1950), 367–389.
- [9] Willcox, W., Methods of Apportioning Seats in the House of Representatives, *Journal of the American Statistical Association*, **49** (1954), 685–695.

一森 哲男 (正会員) 〒573-0196 大阪府枚方市北山一丁目 79 番 1 号

1982 年大阪大学大学院工学研究科博士課程修了。工学博士。現在, 大阪工業大学教授。本学会数理政治学研究部会幹事。2013 年度論文賞受賞。社会システムの研究に従事。日本オペレーションズ・リサーチ学会, 情報処理学会会員。

(受付日 2016 年 8 月 25 日)

(受理日 2017 年 7 月 26 日)